幼児教育

1．現　況

		満３歳児（人）	３歳児（人）	４歳児（人）	５歳児（人）	合計（人）
市立	宮川	－	－	7	18	25
	皆与志	－	－	2	9	11
	桜峰	－	14	12	16	42
	松元	－	－	52	79	131
国立	附属	－	19	35	30	84
私立	64園	63	2,416	3,096	3,233	8,808

(1) 各幼稚園では，社会体験，自然体験，読み聞かせ活動等に力を入れ，心の教育の充実に努めている。

(2) 平成15年度から，ブロック別に幼・小連携研修会を開催し，双方の教育についての理解を深め，小学校への円滑な接続を目指した保育についての研究と実践が進められている。

(3) 家庭及び地域における幼児期の教育の支援が求められている。

2．施策の方向性

(1) 教職員の研修を通して，幼稚園教諭や保育士等の指導力向上に努める。

(2) 就学前教育から小学校教育への円滑な移行に努める。

(3) 幼稚園における子育て支援機能の充実に努める。

3．事業の概要

(1) 実技を中心とした保育研修会を実施する。

(2) 教育内容や教育方法の研究を中心とした保育研究会を実施する。

(3) 私立幼稚園協会の円滑な運営を図り，適切な就学前教育を推進するため，私立幼稚園協会を通じて，私立幼稚園に補助金を交付する。

(4) 保護者負担を軽減し，就園を奨励するため，就園奨励費補助金・多子世帯保育料等軽減事業補助金を交付する。

〔平成17年度～平成24年度の就園奨励費補助金・多子世帯保育料等軽減事業補助金の推移〕　（単位：千円）

年度	17	18	19	20	21	22	23	24
就園	543,260	563,991	591,364	623,700	702,977	777,109	829,981	862,958
多子					9,682	9,985	10,767	10,584

注）17年度～23年度は決算額，24年度は予算額。多子世帯については21年度からの新規事業

(5) 障害児の健全な発達を支援するため，障害児が在園する私立幼稚園で県の助成の対象になっていない園に，障害児教育補助金を交付する。

(6) 私立幼稚園の施設等整備助成

平成23年度実績８園13,544千円（園舎改修，園児バスの購入等）

〔交付実績〕　（単位：千円）

区分＼年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
件数（園）	7	4	12	8	10	6	7	5	6	8
補助金額	12,334	5,204	21,375	9,887	20,444	11,448	18,118	11,084	10,321	13,544

学 校 教 育

1．現　況

本市は小学校78校（高免小が平成５年度から休校，改新小が平成９年度から休校），中学校39校，高等学校３校を設置し，51,091人（５月１日現在）の児童生徒が在籍している。それぞれの学校では，新しい時代に対応できる人間性豊かでたくましい児童生徒の育成を目指し，調和のとれた特色ある教育課程を編成し，教育方法の改善，生徒指導の充実，校内研修の充実等により，一人一人を大事に育てる教育を推進している。

(1) 家庭の実態

① 核家族化，世帯人口の減少，単身家族の増加等により，家庭内での切磋琢磨，会話の減少など人間関係が希薄になっている。

② 共働きの家庭が増加しており，保育所入所者の増加や，放課後児童クラブの設置についての要望が高まっている。

③ 保護者や児童生徒がさまざまな家庭の問題等を相談機関に相談するケースが増えている。

④ 価値観が多様化している。

⑤ 生活保護世帯が増加している。

⑥ 学校における未納金の問題を抱えている。

⑦ けいこごとや塾などに通っている小・中学校の児童生徒は約57％である。

(2) 地域の実態

① 校区独自の行事（立志式，体育祭，文化祭等）があり，地域で子どもを育てようとする伝統が存続している。

② 「かごしまの教育」県民週間に，全小・中・高等学校で実施された授業参観や学習発表会等には，約７万人の参加者があり，学校への関心の高さがうかがえる。

③ 学校の敷地内に校区公民館が設置されているので，地域の方が学校を訪れる機会が多く，学校へ協力をする態勢がつくられている。（総合的な学習の時間の外部講師数は，約827人）

④ 校区公民館運営審議会が中心となって学校の教育活動への協力態勢が作られている。小規模校の行事などには，地域の方の参加や会場の設営・運営等に対する協力がある。

(3) 小学校教育

① 児童の実態や指導内容に応じて，少人数指導，習熟の程度に応じた指導，ティームティーチング，補充学習，発展的学習などを柔軟かつ多様に導入するなどの工夫を通して，「確かな学力」の育成が図られており，各学校は，概ね全国平均を上回る学力となっている。

② 学習指導法改善のために外部講師を招へいした校内研修会に取り組んでいる。（H23…458回）

③ 全国学力・学習状況調査，「基礎・基本」定着度調査や学力検査等の結果を分析し，児童の学力の実態把握と保護者への公表など，自校の課題を明らかにして，指導の重点化を図りながら「確かな学力」の育成に努力している。

④ 基礎的・基本的な内容の定着を図るために，朝の読書や計算力を高めるための時間の設定，家庭学習の手引きを活用した学習の習慣化などに取り組んでいる。

⑤ 特色ある教育活動として，地域に根ざした鹿児島らしい教育や，AEA を活用した小学校の外国語活動，コンピュータを活用した情報教育など，多くの学校が積極的に取り組んでいる。

⑥ いじめの認知件数や不登校児童数は減少傾向にあるが，体験活動の不足や人間関係の希薄さにより，生命を尊ぶ心や規範意識などが十分に育っていない状況があり，望ましい人間関係の育成が必要な状況にある。

(4) 中学校教育

① 生徒の実態や指導内容に応じて，少人数指導，習熟の程度に応じた指導，ティームティーチング，補充指導，発展的学習などを柔軟かつ多様に導入するなどの工夫を通して「確かな学力」の育成が図られており，ほとんどの学校は全国平均を上回る学力を維持している。

② 学習指導法改善のために外部講師を招へいした校内研修会に取り組んでいる。（H23…206回）

③ 全国学力・学習状況調査，「基礎・基本」定着度調査や学力検査等の結果を分析し，生徒の学力の実態

把握と保護者への公表など，自校の課題を明らかにして，指導の重点化を図りまがら「確かな学力」の育成に努力している。

④　学校においては体験活動や奉仕活動が推進され，豊かな心の育成に向けた取組がなされているが，自制心や規範意識が希薄な生徒も見られ，心の教育の一層の充実が必要である。

⑤　いじめの認知件数や不登校生徒数は減少傾向にあるが，人間関係づくりのスキルや規範意識が十分に育っていない状況にあり，望ましい人間関係が求められている。

(5)　高等学校教育

①　学業，スポーツ，文化活動など市立３高校のそれぞれの特色を生かした教育活動が展開されている。

②　若年層の就職難や就業意識の低下が問題となっており，正しい勤労観・職業観を育成することが求められている。就職支援員の配置等により，新卒者の就職状況は安定している。今後，更に生徒の適性や希望に対応する就職支援や，就業体験学習の充実を図る必要性がある。

③　高度情報化やグローバル化の進展する社会に対応できる生徒を育成するため，教育課程の改善や，ALT とのティームティーチングを行うとともに，ホームステイの受入等の国際交流を実施している。

④　携帯電話等を介したインターネット上の問題行動や不登校生徒への対応のため，規範意識の向上や望ましい人間関係づくりの育成，教育相談の充実が求められている。

(6)　中高一貫教育

中等教育の選択肢の拡大が求められており，本市において新しい教育システムである中高一貫教育を導入し，平成18年４月に鹿児島玉龍中学校を開校し，併設型中高一貫教育を開始した。６年間の中高一貫教育を通して，真の学力の向上を図り，豊かな人間性や国際性を培い，社会に貢献する有為な人材の育成をめざした教育活動が展開されている。

２．施策の方向性

(1)　道徳心や社会性を養い，心身ともにたくましい子どもを育てる

「教育に関する市民意識調査」の項目の一つにある「これからの子どもたちにとって特に必要とされる資質・能力はなんだと思いますか。」と言う問いに対して，「他人を思いやる心，感動する心，ボランティア精神など，豊かな心」が23.8％と最も高い結果となった。このことから，価値観の多様化，少子化，核家族化などにより，人と人とのつながりや共同体意識の希薄化が顕在化し，豊かな心や社会性を身に付けること，自己実現の喜びを体感すること，自己肯定感を得ることなどが難しくなってきていることが考えられる。このため，自他への思いやりや情操を育む「豊かな心」の育成に努めていく。

また，近年，児童生徒の規範意識の低下が指摘されており，社会生活を送る上で人間として持つべき規範意識や倫理観といった道徳性を養うための道徳教育を充実していく。

(2)　「確かな学力」を持ち，個性あふれる子どもたちを育成する

「知識基盤社会」が進行する中で，「生きる力」を知の側面から支える要素として，「確かな学力」を確立していかなければならない。子どもたちが，変化の激しいこれからの社会を生き抜いていくために，きめ細かな指導を通じて，基礎的な知識や技能の習得とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成，学習意欲の育成とそれにつながる学習習慣の確立を推進する。

また，基本的な生活習慣の習得や社会性の獲得をはじめとする発達段階ごとの課題に対応しながら，すべての子どもが，自立して社会で生き，個人として豊かな人生を送ることができるよう，その基礎となる力を育てるとともに，社会の形成者として必要な基本的資質を養っていく。

(3)　信頼される開かれた学校教育を推進する

学校においては，教育の目標が達成されるよう，心身の発達段階に応じて，組織的・体系的な教育が行われなければならないが，社会情勢の変化に伴い，学校や教職員に対し様々な要求が向けられており，教職員は，学校運営，各種校務事務，保護者への対応など子どもたちの指導に直接関わらない多くの業務を行っている。このような業務の軽減と効率化を進め，教職員が子どもと向き合う時間を確保するとともに，安心して職務に取り組める環境づくりに努める。

また，子どもたちが充実した教育が受けられるよう，教職員の資質や能力の向上を図る。

3．事業の概要

(1) 道徳教育の充実

① 「道徳の時間」を中心とする道徳教育の充実

ア 道徳指導資料の活用促進

・「生命を尊ぶ心を育てる『道徳の時間』の充実」

・「体験活動を生かした『道徳の時間』の実践」

イ 「心のノート」の効果的活用

ウ 学校訪問等による道徳教育の実践状況把握と指導の充実

エ 学校，家庭，地域の連携による道徳教育の充実

・道徳教育研究会

オ 道徳の授業参観を取り入れた学級PTAの開催促進

カ 校内研修・研究協力校等における研究推進

キ 「心の教育の日」の設定と活動内容の充実促進

② 豊かな体験活動の推進

自然体験活動，ボランティア活動，社会参加活動の促進

・地域人材の活用 ・中学校生徒指導連盟の活動への支援

・集団宿泊学習における体験活動の重視

③ 「こころの言の葉」コンクール事業

優秀作品を1冊の本にして中学校の全生徒及び全教職員に配布

④ 「郷土の偉人に学ぶ鹿児島の心」推進事業

マンガ教材「薩摩義士伝」を活用した学習の推進

(2) 人権教育の充実

① 人権教育の推進

ア 校内における人権教育研修の実施促進

イ 管理職研修，初任校2年目研修，人権教育担当者会

ウ 人権教育指導資料の作成，啓発用ビデオテープ等の購入・活用促進

エ 学習資料「子どもの権利条約」の活用

オ 鹿児島地区人権・同和教育研究協議会に対する助成

(3) 生徒指導・教育相談の充実

（46ページ「青少年の健全育成」を参照）

(4) 体験活動の充実

① 体験活動の工夫と改善に努める

ア 教育課程上の位置付け・見直し

イ 社会教育関係機関との連携

② 集団宿泊学習における体験活動の促進に努める

青少年教育施設における体験活動の充実

ア 宮川野外活動センター

イ 鹿児島市立少年自然の家

ウ 冒険ランドいおうじま等

(5) 子ども読書活動の充実

① 教職員の研修

司書教諭・読書指導担当者会，学校図書館司書研修会，初任校研修

② 学校図書館運営事業（学校図書館司書の任用及び配置）

(6) 学習指導の充実

① 学習指導の充実

ア 指導主事派遣等による授業を通した校内研修の充実

イ 学校教育研究大会の充実

ウ 中学校授業力向上プログラム

② 学力検査の実施による指導方法改善の推進
ア 標準学力検査の実施と結果分析，指導方法改善
イ 全国学力・学習状況調査の結果分析と指導方法改善
ウ 「基礎・基本」定着度調査の結果分析と指導方法改善
③ 個性あふれる学校づくり推進事業
ア 学校の特色を生かした教育活動の推進
イ 体験的活動の充実
④ 国際交流教育の推進事業
⑤ 小学校における英会話活動の推進事業
⑥ 外国人等児童生徒の教育推進事業
ア 外国人等児童生徒の日本語教室での日本語指導
イ 国際理解教育研修会の実施
⑦ 芸術文化活動の奨励事業
ア 小・中学校音楽会
イ 小・中学校図画工作・美術学習発表展
⑧ 教職員等研修事業
(7) 進路指導・キャリア教育の充実
① 適正な進路指導の推進
ア 進路指導主任・担当者会の充実
イ 進路相談，三者面談の充実促進
ウ 進路指導研究協議会，職業指導連絡協議会との連携
② 夢・挑戦 キャリア教育推進事業
ア キャリア教育の推進
・小学校における「ものづくり体験授業」の充実
・小・中学校における「仕事・職業等進路に関する授業」の充実
・中学校における「職場体験学習」，高等学校における「就業体験」等の充実
・キャリア教育研修会の実施
③ 市立高等学校就職サポート事業
新規求人開拓と就職支援員による就職支援の充実
④ 夢をはぐくむ「さつまっ子」育成事業
各界で活躍する郷土の出身者や著名人による講演会等の実施
(8) へき地・複式教育の充実
① 教職員の研修の充実と指導力の向上
ア 小学校複式学級指導法研修会の実施
イ 校内研修会の定期的な実施と指導
② 児童生徒の学習支援
ア 各学校の特色を生かした教育活動の充実
イ 交流教育の積極的推進
(9) 情報教育の充実
① 学習情報センター管理運営・機材整備事業
ア ICT 活用講座，教育メディア研修（初級）講座の開設
イ 教育開発研究委員会（情報教育分科会）での調査研究
② 教育情報ネットワークシステム活用推進事業
ア KEI ネット，インターネットの活用
イ ICT 機器の活用
ウ 学校ホームページの充実
③ 学校コンピュータ活用推進事業
ア ICT 機器の整備（維持管理，更新）

イ　指導主事による計画的な学校訪問の実施
ウ　児童生徒の情報活用能力の育成（学習メディア作品コンクール）
エ　ICT 機器活用モデル校による研究推進

④　ICT 支援員派遣事業
ア　ICT 支援員の学校派遣
イ　ICT 機器操作や活用のためのマニュアル作成及び活用の支援
ウ　教育用デジタル素材集の見直し

⑽　高等学校教育の充実

①　産業教育の充実
視聴覚機器，産業教育設備の整備及び指導の充実

②　夢をはぐくむ「さつまっ子」育成事業

③　国際交流教育の推進事業

④　夢・挑戦　キャリア教育推進事業

⑤　市立高等学校就職サポート事業

⑥　音楽等文化活動に対する助成

⑾　中高一貫教育の充実

①　教育内容の充実
中高一貫教育の特色を生かした教育課程の作成
・２学期制の導入　・校外研修の工夫

⑿　郷土教育の充実

①　郷土教育の充実
ア　地域人材や教育素材を取り入れた特色ある教育課程の作成
イ　郷土の人材や各種施設との連携の強化と積極的な活用
ウ　「かごしまジュニア検定」（県主催）の受検の推奨

②　個性あふれる学校づくり推進事業

③　夢をはぐくむ「さつまっ子」育成事業

④　「郷土の偉人に学ぶ鹿児島の心」推進事業

⑤　国内交流教育の推進事業
山形県鶴岡市，岐阜県大垣市，岐阜県養老町の中学生と本市中学生との交流

⒀　国際理解教育の推進

①　国際理解教育の推進
国際理解教育に関する研修会の充実
・小学校英語教育講座　・鹿児島市英語教育講座

②　国際交流教育の推進事業
ア　外国語指導助手（ALT）の招致と学校への派遣
イ　英語スキットスピーチコンテストの実施

③　小学校における英会話活動の推進事業
ア　英会話活動協力員（AEA）の派遣
イ　協力員の夏季研修会（英語教育講座）の実施

⒁　環境教育の推進

①　環境教育の充実
ア　学校版環境 ISO 認定の更新と学校生活における取組の充実
イ　総合的な学習の時間におけるリサイクル活動や環境出前授業等の推進
ウ　環境に配慮した学校の施設等を活用した環境教育を推進
エ　関係施設の活用や関係機関が実施する事業等への参加

⒂　消費者教育の充実

①　各学校における消費者教育全体計画の作成と指導の充実

②　消費者教育に関する情報提供と研修の実施

⑯　学校経営の充実

①　転入・新任校長・教頭研修会，小中高等学校合同校長・教頭研修会

学校経営や学校運営等について当面する諸問題についての研究協議，各課指導，指導講話等

②　音楽等文化活動に対する助成

県市代表として九州大会・全国大会に出場する文化活動団体の必要経費の一部助成

③　学校訪問による学校経営の充実

ア　学校訪問による実態把握と指導の充実

イ　計画学校訪問の実施による支援・指導の充実

⑰　教育課程の改善・充実

教育課程の改善・充実

ア　各研修会における本市の重点課題や教育課程編成の配慮事項等の指導

イ　教育課程大綱の作成・提出と指導

ウ　教育課程実施状況報告等による状況確認と課題把握及び指導

エ　学校評価等における改善の課題把握と指導

オ　研究協力校等における研究の推進と研究成果の活用

カ　校内研修等を活用した教育課程の改善・充実

⑱　学校評価の推進

①　学校グランドデザインの設定

学校経営構想の明確化と地域・保護者への周知

②　学校評価の推進

ア　自己評価の適切な実施と結果の公表及び活用

イ　学校関係者評価の適切な実施と結果の公表

ウ　学校評価に基づく課題把握と改善策の指導

⑲　教職員の資質向上

①　各種教職員研修の充実

ア　経験年数に応じた研修

・初任校研修　・５年経験者研修　・10年経験者研修（免許状更新講習）

・特別支援学級新任担当者研修等

イ　専門性を高める研修

・学習指導，生徒指導，体育指導，人権教育，情報教育，国際理解教育，特別支援教育等に関する研修会・講座等

・学校教育研究大会　・小・中連携研修会　・教育講演会

・教務主任等研修会　・道徳教育研究会　・人権教育研修会等

ウ　職能に応じた研修

・学校経営，教育課程，生徒指導，進路指導，教科経営，特別支援教育等に関する研修会・講座等

②　指導主事派遣による校内研修会等の充実

指導主事の積極的な派遣による各種研修会の充実

・校内研修会　・幼・小連携研修　・小・中連携研修

・中学校授業力向上プログラム　・各種研究団体による研修等

③　教職員等研修事業

ア　各種研修会・研究会の実施

イ　本市の研究協力校における研究推進や研究公開のための助成

ウ　県外等の研究会・研修会への積極的な派遣

エ　著名な文化人や教育専門家による本市教職員を対象とした講演会の実施

④　メンタルヘルスマネジメント研修

校長研修会での管理職を対象とした研修の実施

⑤　研究協力校

学　校　名	研究領域	研究期間	年次	研　　究　　テ　　ー　　マ
犬　迫　小	確かな学力の育成（言語活動）	23・24	2	「自分の考えを表現豊かに伝えることができる子どもの育成」 子どもが生き生きと表現する言語活動の在り方 ～国語科教育「書くこと」の言語活動を中心として～
清　水　小	確かな学力の育成（言語活動）	23・24	2	自分の想いや考えを豊かに書いて表現する子どもの育成 ～確かな学力を育む言語活動の充実を通して～
武　岡　小	確かな学力の育成（理数教育）	23・24	2	子ども自ら楽しく学び合う算数科学習の創造 ～表現する力の育成を通して～
武　　小	道徳教育（小）	23・24	2	人との関わりの中で自己を見つめ，よりよく生きようとする子どもの育成 ～学級づくりと道徳をつなぐ～
八　幡　小	道徳教育（小）	23・24	2	道徳的実践力を育む総合単元的な道徳教育のあり方
武　　中	道徳教育（中）	23・24	2	自己を律し，他者を思いやる生徒の育成 ～コミュニケーション力と体験活動の充実～
宮　川　小	確かな学力の育成（言語活動）	23・24	2	基礎・基本の定着を図る言語活動のあり方 ～各教科・領域における言語活動の充実～
谷　山　中	生徒指導	23・24	2	元気に登校し，楽しく学び，生き生きと活動する生徒の育成 ～好ましい人間関係をつくるための学級づくりや学習指導の工夫を通して～
桜　洲　小	体力向上	23・24	2	自ら進んで運動に取り組む桜洲の子の育成 ～できる喜びを味わえる器械運動の学習を中心に～
和　田　中	体力向上	23・24	2	体力向上を目指した教科体育の取組の在り方 ～学校の特色を生かした教科体育の実践を通して～
坂元台小	食に関する指導	23・24	2	たくましい心と体をはぐくむ食育をめざして
大明丘小	確かな学力の育成（言語活動）	24・25	1	自分の思いや考えを意欲的に表現する子どもの育成 ～基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得と活用を目指して～
松　原　小	確かな学力の育成（思考力，判断力，表現力の育成）	24・25	1	思考力・判断力・表現力を高める算数科授業の創造
西　陵　小	確かな学力の育成（思考力，判断力，表現力の育成）	24・25	1	自ら意欲的に考え，判断し，表現できる子どもの育成 ～国語科，説明文における授業の工夫を通して～
武　岡　中	確かな学力の育成（思考力，判断力，表現力の育成）	24・25	1	生徒が主体的に学び，一人一人の学力の向上を目指す指導法の工夫 ～「思考力，判断力，表現力」の育成を目指して～
伊敷台小	体力向上	24・25	1	楽しく運動とかかわり，体力・運動能力の向上を図る体育科教育の在り方
松　元　小	健康教育	24・25	1	生涯にわたって心身ともに健康な生活ができる子どもの育成
東谷山中	健康教育	24・25	1	生命尊重の精神に基づき，夢と希望を抱きたくましく生きる力を育む性教育をめざして

⑳　教育費負担の軽減

①　市奨学資金の貸与

・平成13年度に貸与額を増額するとともに入学一時金貸与制度を新設

・平成20年度に基金を５千万円増額し，基金総額を３億円とする。

②　就学援助事業，遠距離・安心安全通学費補助事業，通級指導教室保護者交通費補助事業

・保護者の経済的負担の軽減を図るため，各事業の改善・充実に努める。

・各事業の周知や積極的な活用の促進を図る。

③　市立高等学校の授業料無償化

授業料無償化の趣旨や制度の周知を図る。

㉑　私立学校との連携

私立幼稚園協会や私立中学校高等学校協会との連携の充実

ア　幼・小連携代表者会や幼・小連携研修会の実施

イ　私立中学校高等学校協会や国立中学校との情報交換会等の実施

ウ　各学校における国立私立学校との連携

エ　各種作品展等における国立私立学校への参加促進

特別支援教育

1．現　況

(1) 特別支援学級

① 知的障害児のために，小学校68校に75学級，中学校35校に36学級を設置している。

② 自閉症・情緒障害児のために，小学校53校に56学級，中学校22校に23学級を設置している。

③ 病・虚弱児のために，小学校３校に３学級（うち１学級は院内学級），中学校１校に１学級（院内学級）を設置している。

④ 肢体不自由児のために，小学校７校に７学級，中学校２校に２学級を設置している。

(2) 通級指導教室

① 言語障害児のために，「言語障害通級指導教室」を名山小学校（41年度開設），谷山小学校（54年度開設），原良小学校（55年度開設），中郡小学校（62年度開設）に各２教室設置している。現在，名山小学校に33人，谷山小学校に30人，原良小学校に32人，中郡小学校に37人の児童が通級している。

② 難聴児のために「難聴通級指導教室」を山下小学校（49年度開設）に１教室設置し，聴覚障害児の治療教育を行っている。現在，山下小学校に４人の児童生徒が通級している。

③ 情緒障害児のために「情緒障害通級指導教室」を山下小学校に２教室（46年度開設），谷山小学校に２教室（58年度開設）を設置している。現在，山下小学校に35人，谷山小学校に18人の児童生徒が通級している。

④ LD・ADHD等の児童のために「LD・ADHD等通級指導教室」を山下小学校に２教室（平成18年度開設），中山小学校に２教室（平成19年度開設），川上小学校（平成19年度開設），甲南中学校（平成23年度開設）に各１教室開設している。現在，山下小学校に３人，川上小学校に12人，中山小学校に19人，甲南中学校に４人の児童生徒が通級している。

なお，障害の種類や程度及びその状態に応じて，特別支援学校（視覚障害対象，聴覚障害対象，知的障害対象，肢体不自由対象，病弱対象）に通学，あるいは訪問教育により，自立を目指して学習に励んでいる児童生徒がいる。

(3) 適切な就学指導

障害のある児童生徒が，その障害の種類や程度に応じた教育を受けられるようにするため，「鹿児島市障害児就学指導委員会」を設置し，障害のある児童及び児童生徒一人一人について，教育学・心理学・医学の各専門分野からの意見を基にして，適切な就学判断とその指導に努めている。

2．施策の方向性

各幼稚園，学校の支援体制の更なる充実を進めるとともに，今後は，移行期の支援が円滑に行われるように努める。また，各幼稚園，学校が，医療や福祉などの関係者と十分に連絡を取りながら支援ができるように，関係機関の連携の充実を図る。

3．事業の概要

(1) 障害の状態に応じた適切な就学指導の充実

障害のある児童生徒の実態を的確に把握し，障害の種類・程度及び状態に応じた適切な就学の判断及び指導を計画的，継続的に行う。そのための主な事業は次のとおりである。

① 障害のある児童生徒の実態を的確に把握するための実態調査

② 校内就学指導委員会の機能化

③ 就学教育相談の実施

ア．心理検査実技講座の実施

イ．校内就学指導委員会の設置

ウ．市就学教育相談会の開催

④ 市障害児就学指導委員会の開催

就学教育相談の結果をもとに，年９回実施し，適切な教育措置について判断を行う。

⑤　適切な就学指導の実施

ア．次年度小学校に就学する児童については，市障害児就学指導委員会の判断結果に基づいて，直接または幼稚園・保育所長等を通して，保護者に対して適切な就学指導を行う。

イ．小・中学校在籍児童生徒については，市障害児就学指導委員会の判断結果を校長に通知する。校長は，通知に基づいて，本人及び保護者に適切な就学指導を行う。

(2)　特別支援学級の拡充

①　特別支援学級の新・増設をすすめ，障害の状態に応じた教育を推進する。特別支援学級の設置率は，小学校89.9%，中学校92.1%である。

②　年次計画に基づき施設設備を充実し，特別支援教育の充実を図る。

ア．新・増設に伴う教室及び備品の整備・充実を図る。

イ．設備充実年次計画に基づき，単独事業によって重点的な整備を推進する。

(3)　個に応じた指導の充実

心理検査実技講座，特別支援学級新任担当者研修講座などを実施し，学級担任等の資質の向上を図る。

さらに，特別支援学級設置校を地区ごとに分け，実践研究を深め，その結果を冊子にまとめたり，研究会を開いたりして，各グループの成果を自校の実践や指導に生かす。

○　就学教育相談，学級経営，生活単元学習，日常生活の指導，作業学習，教科学習，言語・難聴・情緒障害・LD・ADHD等児童教育，進路指導等について実践・研究する。

(4)　障害のある幼児の適切な就学指導のために，各幼稚園，保育所等との連携を強化する。

(5)　交流及び共同学習・合同学習等の推進

○　学習内容の共有を通して，特別支援学級児童生徒が通常の学級で，充実した交流及び共同学習を実現できるようにする。

○　小・中学校児童生徒と特別支援学校児童生徒との交流教育を推進するために，15校の小・中学校を交流教育推進校に指定する。交通手段としてのバスは市で借り上げる。交流教育を通して，相互理解を図るとともに，共生について考える機会とする。

(6)　仲よし作品展，各種研修会を実施し，保護者や教職員等の，障害のある児童生徒に対する理解・啓発に努める。

(7)　特別支援教育体制の確立を図る。

○　校内支援体制の確立

校内委員会の充実，特別支援教育コーディネーターの指名，個別の指導計画の作成，個別の教育支援計画の策定，巡回相談の実施

○　地域支援体制の確立

市特別支援連携協議会の開催，相談支援ファイル「夢　すこやか　ファイル」の活用

(8)　特別支援教育支援員を支援の必要度の高い幼稚園・学校に計75人配置する。

保健体育

1．現　況

社会環境や生活様式が激変する中，運動や外遊びの機会の減少や生活習慣の変化により，児童生徒の体力・運動能力の低下や人間関係の希薄化，精神的なストレスの増大などの問題をもたらしている。

また，基本的生活習慣や食生活の乱れが原因と思われるような疾病やさまざまなアレルギー疾患の増加も懸念され，麻しんをはじめ，光化学オキシダントや新型インフルエンザ等への対応という新たな問題も危惧されている。

さらに，学校内外では，交通事故や不審者の問題など，児童生徒の安全を脅かす出来事が発生し，より一層の安全対策が望まれている。

このようなことから学校においては，関係機関・団体等との連携のもと，学校や家庭，地域社会が一体となり，児童生徒の体力・運動能力の向上及び健康増進を図るとともに，安全指導の徹底，安全管理体制の整備等についても積極的・継続的に推進していくことが重要である。

(1)　体力・運動能力の現状（128ページ表参照）

全体的に見ると，県や全国平均を下回っている項目が多い。男子は学年が進むに従って県や全国平均を上回る項目が増えてくる。

項目別では，握力，反復横とび，20mシャトルランが全学年男女とも全国平均を下回っているが，長座体前屈は中学校になると全国平均を上回っている。

小学２年から中学２年までの推移を男女とも縦断的に見ると，中学２年で８項目中，男子が３項目，女子が１項目全国平均を上回るようになり，継続的な取組の成果が推察できる。

学校における体育・健康に関する指導は，学校の全教育活動を通じて適切に行うものとし，特に，体力の向上及び心身の健康の保持増進については，教科体育の時間をはじめ，特別活動などにおいても積極的にそれぞれの特質に応じて，適切に行うよう努めることとしているが，今後も一校一運動などの特色ある運動を推進し，家庭等と連携を図り，継続的・日常的な運動や体力つくりの実践化を支援していく。

(2)　運動部活動参加状況（表１）

平成23年度の本市中学校生徒の運動部活動への加入率は，男子で76.5%，女子で53.8%，男女平均は65.3%となっており，ここ数年大きな変化は見られない。

また，平成23年度中学校体育連盟主催の九州大会，全国大会への出場状況は，九州大会に13競技233人，全国大会に10競技86人であった。

（表１）運動部活動参加状況(%)

	男子	女子	計
平成18年度	77.4	51.5	67.8
平成19年度	76.8	54.8	65.8
平成20年度	77.0	53.9	65.5
平成21年度	78.8	53.5	66.3
平成22年度	77.1	54.1	65.7
平成23年度	76.5	53.8	65.3

(3)　体格・疾病の現状

①　体格（129ページ表参照）

本市における児童生徒の体格の平均は，年々順調な伸びを示していたが，近年その伸びが鈍化しており，全国，県においても，同じ傾向が見られる。また，体格的には，身長は男子が２つの学年（高２年・高３年），女子が２つの学年（高１年，高２年），体重は男子が高校の全ての学年で全国平均を上回っているが，その他の学年では，身長・体重ともに全国平均を下回っている。また，10年前の体格と比較すると，身長は男子が３つの学年（小３年，中３年，高２年），女子も５つの学年（小２年，小４年，中２年，高１年，高３年）で伸びているが，体重は男子が中３年，高２年，高３年，女子は小２年以外は全て下回っている。

②　疾病

ア　むし歯（表２）

平成23年度のむし歯の割合については表２のとおりである。ここ数年の推移では，むし歯（未処置歯）保有率については，全国と同じように小・中学校とも，年々減少の傾向にあったが，23年度は，小学校，中学校ともに処置完了者の割合が減少している。

イ　視力（表３）

視力（裸眼視力）については，1.0未満の視力の児童生徒が，小学校で23.4%，中学校で28.4%であり，特に小・中学校ともに年々増加傾向にある。

ウ　内科的疾患（130ページ表参照）

心臓疾患の割合については，小学校0.7％，中学校0.6％，また，ぜん息の割合は，小学校1.4％，中学校3.0％，さらに，肥満傾向の割合は，小学校1.0％，中学校0.7％であり，すべて全国の割合より低い。腎臓疾患の割合についても，小学校0.1％，中学校0.1％であり，全国の割合より低い結果となっている。

（表２）むし歯の割合（％）

項目＼校種	小学校	中学校
処置完了者	28.9	23.3
未処置本市	33.5	26.9
未処置全国	28.6	21.6

(4)　学校事故の現状（131ページ表参照）

平成23年度，日本スポーツ振興センターに報告された市立学校（幼稚園３園，小学校78校，中学校39校，高等学校３校）における事故の発生件数は3,782件であった。校種別に見ると，幼稚園３件，小学校2,083件，中学校1,532件，高等学校164件となっている。

（表３）視力異常者（％）

視力＼校種	小学校	中学校
0.7以上1.0未満	10.8	10.0
0.3以上0.7未満	9.0	11.1
0.3未満	3.5	7.4
1.0未満合計	23.4	28.4

負傷の種類は，骨折が1,175件（31.1％）と最も多く，次いで挫傷・打撲が889件（23.5％），捻挫が711件（18.8％）の順となっており，原因としては，ボールを使ったゲーム等の中での衝突や転倒等によるものが多い。

場合別状況では，休憩時間の1,529件（40.4％）が最も多く，その中でも特に昼休み時間中の発生が多い。次いで各教科等が919件（24.3％），課外指導（部活動等）が775件（10.5％）の順となっており，例年同じような傾向となっている。

(5)　交通事故の現状（131ページ表参照）

平成23年度に発生した市立小・中学校の児童生徒の交通事故の件数は，47件であった。事故の発生状況を学年別に見ると，小学校１年生が９件と最も多く，原因別では，横断歩道を歩行中の事故が最も多く12件（25.5％），次いで自転車乗車中の事故が11件（23.4％），横断歩道以外の道路横断中が７件（14.9％），飛び出し事故が５件（10.6％），車の直前・直後の横断中の事故が５件（10.6％）となっている。

(6)　学校給食の現状（132ページ表参照）

①　現在の学校給食に至るまでの経緯

本市における学校給食は，昭和22年４月田上小学校ほか５校で連合軍の放出物資（缶詰類）によって実施したのが始まりで，その後急速に普及し，昭和37年には，全小学校で完全給食を実施するに至った。

また，中学校においては，昭和39年長田中学校で他校に先駆けて完全給食を実施し，昭和42年に市立学校給食センター（現在の中央学校給食センター）を設立し，未実施の中学校に給食センターから給食を提供するようになり，市内全中学校で完全給食の体制が整った。

その後，昭和62年に市立学校給食センター谷山分場（現在の谷山学校給食センター）を開設，平成16年11月の合併によって桜島の自校方式，吉田・郡山・松元・喜入の各学校給食センターを加え，自校方式とセンター方式の双方のメリットを生かしながら，衛生管理や教育的配慮をしつつ，安全かつ円滑に運営している。

平成18年度からは，谷山北中学校を自校方式からセンター方式へ，東桜島地区の自校方式４校（東桜島中学校・東桜島小学校・黒神中学校・黒神小学校）を東桜島中学校で調理し，他の３校へ配送する親子方式へ変更した。

なお，玉龍中学校は，中高一貫教育のため，弁当持参としている。

②　学校給食運営の状況

自校方式による学校給食は，直営による調理業務で，61校（52.6％），28,729人（59.5％）に提供しており，栄養教諭を31人，31校に配置している。

また，センター方式による学校給食は，調理及び配送業務を民間委託し，55校（47.4％），19,558人（40.5％）に提供しており，６学校給食センターに９人の栄養教諭を配置している。

米飯給食については，昭和52年11月から週１回，昭和56年12月から週２回，平成14年９月から週３回と拡充してきている。

地場産物の活用については，各学校で献立に郷土食や行事食を取り入れたり，「鹿児島をまるごと味わう学校給食」週間を中心に地場産の旬の食材を学校給食に取り入れており，肉，魚介，卵，いも，野菜，果実などの約59.5％が県内産食材である。

③　食に関する指導の充実

食に関する指導は，給食の時間のほか，家庭科や学級活動など全教育活動を通して，学級担任や教科担任等が，児童生徒の発達段階に応じ，健康教育の一環として行っている。

また，栄養に関する学習を基に児童生徒が自ら食を選択する能力を育成するためにバイキング給食等を取り入れており，平成23年度は，56校で57回実施されている。

さらに，保護者が学校給食を体験し，バランスのとれた食事と健康など，食の重要性について認識を深めるために，様々な試みが行われているが，平成23年度の試食会は，82校で145回実施されている。

④　安全・衛生管理の徹底

年度当初や夏季休業中に，学校給食関係者の研修会を開催し，施設設備の定期・日常点検の実施や異物混入・食中毒防止に関する指導を行っている。なお，本市の自校方式校においては，ウェットシステム調理場であることから，調理過程でできる限り床に水を落とさないドライ運用を推進している。また，各学校での衛生管理マニュアルの作成を推進している。

さらに，卵，卵製品，牛乳，乳製品，そば，エビなどの原因食材による食物アレルギー疾患の児童生徒は，全児童生徒の2.5％であり，各学校の給食においては，可能な範囲内で対応している。

2．施策の方向性

⑴　生涯スポーツの素地となる学校体育では，指導内容の体系化や領域・種目の系統化を踏まえ，発達段階に応じた技能や学び方の能力育成に向けた学習過程の工夫や指導法の研究実践を推進する。

⑵　運動する子・しない子の二極化や戸外遊びの減少などに着目し，学校・家庭が連携し，児童生徒の体力に目を向けた運動の奨励や意識高揚を促す教材・教具等の活用を推進する。

⑶　体育施設の安全管理と老朽化した施設設備等の補修・整備を推進する。

⑷　学校での保健活動の充実に向けた支援体制を整え，学校や児童生徒等の課題解決に向けて，学校，家庭，地域，関係機関の連携を推進する。

⑸　新型インフルエンザをはじめ，様々な感染症や疾病の発生や蔓延に備えて，関係機関との連絡体制を整え，学校や家庭での保健指導の充実を目指す。

⑹　学校給食を中心にした食に関する指導の充実を図るとともに，学校教育活動全体で取り組む組織的な食育を推進する。

⑺　学校での取組の情報を積極的に発信するとともに，家庭，地域，関係機関等と連携し，子どもたちの健康で豊かな食生活と食育を推進する。

⑻　安全教育では，危険を予知したり回避したりするための訓練や具体場面を想定した安全学習を推進する。

⑼　安全管理では，教職員の危機管理意識を高め，事故が予測される要因等の除去や機器・設備等の活用・充実を目指す。

⑽　学校の安全確保については，学校の実情や地域の実態に応じて，地域や関係団体と連携した学校安全体制づくりを推進する。

3．事業の概要

⑴　学校体育の充実

①　学校体育指導の重点

ア　児童生徒の健康・体力に関する課題を把握し，その解決策を具体化して，継続的な実践を推進する。（「一校一運動」）及び「個人カルテ」を活用した体力つくり運動を普及・推進する。）

イ　児童生徒が自ら進んで運動に取り組む楽しい授業の創造を目指して，学習指導法の工夫・改善に努め，体育指導の充実を図る。

ウ　心と体を一体としてとらえた体育学習の内容充実に努め，体力つくりを推進する。

エ　体育的行事の充実や運動部活動の適正な実施に努める。

オ　運動の組織化・日常化を図るため，家庭や地域との連携を一層強化する。

カ　児童生徒の学習の達成状況を適切に評価し，基礎・基本の確実な定着を図るとともに，指導と評価の一体化を推進する。

② 学校体育事業の推進

ア 健康・体力つくりの企画・推進

(ア) 健康・体力つくりの指導・推進体制の確立

(イ) 総則第１章第１の３「学校における体育・健康に関する指導」の徹底

○ 体育・保健・安全・給食など各領域との連携による健康・体力つくりの推進

(ウ) 学習指導要領への取組

○ 総合的な学習の時間における取組の推進・充実

(エ) 心と体を一体としてとらえた体育活動の推進

○ 自分や仲間の体の状態に気付き，体の調子を整えたり，仲間と交流したりする「体ほぐしの運動」やストレスマネジメントの継続的な実践

(オ) １単位時間における指導と評価の一体化と運動時間及び運動量の確保

○ 運動の学び方の重視

○ 単元オリエンテーションの充実

○ 個やグループの学習に応じた多様な場と用具の設定等による運動する場の工夫

○ 効果的な示範や適切な指導による積極的な仲間や教師との関わりによる学習展開

○ 学習ノートや資料の活用

(カ) 運動部活動の充実・活性化

○ 中・高等学校運動部活動活性化事業（指導協力者派遣）の推進（31校に39人を派遣）

○ 全国・九州大会出場への遠征費助成

(キ) 関係団体との連携による各種競技会の開催

○ 小学校体育館連盟　水泳記録会（7/25・26）陸上記録会（10/10）表現運動発表会（２/８）

○ 中学校体育連盟　　中学校総合体育大会（６/６・７，６/18～25，10/11）・スポーツ教室（９/26～28，10/１～３）・市郡中学校ダンス発表会（11/30）

(ク) 夏季休業中の学校水泳プール開放事業の実施

イ 児童生徒の健康・体力つくり実践活動の推進

○ 体力・運動能力調査の実施と結果の分析・活用

	県体力・運動能力調査
調査対象	小学校（13校）２・４・５・６年の抽出校 中学校（10校）１・２年の抽出校
実施時期	６～７月
活　　用	調査結果及び活用方法（例）の各学校への配布

③ 関係施設の整備充実及び管理の徹底

ア 体育施設の整備充実

(ア) 学校水泳プールの改築，プール塗装

(イ) 玉龍中高一貫教育校弓道場整備（実施設計等）

(ウ) 屋外体育施設の設置

(エ) 柔剣道場屋根改修

(オ) 既存のプール施設，体育施設等の修繕

イ 体育施設の管理・安全点検の徹底

(ア) 中・高等学校体育施設等安全点検実技講習会の開催（8/22）

(イ) 『学校体育事故を未然に防ぐ指導チェックポイント集』（H11年３月配布）の活用

(ウ) 『体育施設・設備等の安全点検チェックポイント集』（H13年３月，H23年３月改訂版配布）の活用

④ 研修の充実

ア 各種研修会等の開催

(ア) 体育実技講習会　　小学校（8/28,「ボール運動」）中・高等学校（8/29,「武道・ダンス」）

(イ) 小・中・高等学校教員水泳指導法講習会（5/30・31）

イ 研究協力校等への支援・指導

○ 桜洲小学校，和田中学校　　H23・24年度研究協力校（体育，保健体育）

○　伊敷台小学校，武岡中学校　H24・25年度市研究協力校（体育，保健体育）

ウ　体育・保健・安全に関する校内研究会の奨励・支援

(2)　健康教育の充実

①　学校保健指導の重点

ア　児童生徒の保健に関する課題を的確に把握し，それに即応する具体的な保健活動計画の策定とその継続的実践により，予防的行動の日常化を図る。

イ　健康な生活に必要な知識・技能を確実に習得させるとともに，様々な場面で自ら判断・決定させることにより，その態度化・習慣化を図る。

ウ　学校病予防に関する研究を推進するとともに，その成果を全市的に波及させることにより，学校保健活動を強化し，健康な生活習慣の形成に努める。

エ　生命尊重，人間尊重，男女平等に基づく異性観を持ち，生涯にわたって望ましい行動を自己決定できるよう性教育の推進・充実を図る。

オ　学校職員の健康の保持増進及び職場環境整備体制の充実を図る。

カ　関係機関・団体等との連携により児童生徒の保健管理を強化するとともに，学校・家庭・地域社会が一体となった保健活動を推進する。

②　学校保健事業の推進

ア　健康診断の実施と適切な事後措置及び保健管理の徹底

(ア)　定期健康診断

○　内科，眼科，耳鼻科，歯科検診及び結核健診等の実施と事後措置の徹底

・　結核定期健康診断

小・中学校１年生を対象にツベルクリン反応注射後，陰性者にＢＣＧ接種を行っていたが，平成15年度から小・中学校の全児童生徒を対象に問診及び内科検診を行い，結核対策委員会での審査を経るシステムになっている。

・　要精密検査該当者への受診通知や治療勧告による保健管理の徹底

○　心臓検診の実施と管理指導の徹底

・　心電図検査の実施

昭和54年度から小学校１年生全員，57年度から高等学校１年生全員，60年度から中学校１年生全員を対象に実施

・　心臓疾患者の早期発見・管理指導の徹底による児童生徒の突然死の未然防止

・　有所見者の学校生活管理指導表に基づく健康管理の徹底

○　腎臓・糖尿検査の実施と管理指導の徹底

・　腎臓・糖尿検査の実施

昭和59年度から２次検尿陽性者に対する腎臓検査，62年度から１次検尿による尿糖陽性者への糖尿検診，平成10年度から小学校１年生全員を対象にした尿中白血球検査の実施

・　腎臓・糖尿病患者の早期発見による管理指導の徹底

・　有所見者の学校生活管理指導表に基づく健康管理の徹底

(イ)　定期健康診断以外の検診

○　生活習慣病予防検診の実施と管理指導の徹底

・　平成５年度から肥満度40％以上の児童を対象として開始，平成10年度から肥満度35％以上に引き下げて実施

・　相談窓口や「親と子のはつらつ健康教室」による個別指導の充実

イ　学校病予防対策の充実

(ア)　学校病予防対策協議会の充実

○　小・中学校における学校病の実態分析，問題点の究明及び地域や家庭・学校での具体的な予防対策の策定

○　学校病に関する本協議会委員の委嘱と研究推進への指導・助言

(イ)　学校病予防対策研究協力校による研究推進

○　平成24・25年度の研究協力校　　松元小学校（心の健康），東谷山中学校（性教育）

○　児童生徒の発達段階や地域の実態に即した実践的な研究推進
○　学校病予防対策協議会による指導や学校医等との緊密な連携のもとに，学校と家庭・地域が一体となった研究の推進

(ウ)　『学校病予防の手引』の作成・活用
○　研究協力校の研究内容と具体的な実践の成果をまとめた『学校病予防の手引』の作成
○　各学校への配布及び学校病予防についての全市的な取組の推進

ウ　性教育の推進・充実

(ア)　学習指導要領の指導内容や児童生徒の発達段階に基づく年間指導計画の策定

(イ)　担任や教科担任による授業や養護教諭等とのティームティーチングによる授業の実践
・生理的側面，心理的側面，社会的側面及び感染症予防の視点から基礎的な知識・技能の習得

(ウ)　「性教育推進事業」の活用
・産婦人科医，泌尿器科医，助産師等による性教育に関する講演会の推進
・教科等で実施した性教育の補完・深化

(エ)　性教育に関する指導内容等を記載した各種広報紙による保護者への啓発

(オ)　小・中・高等学校における「性教育指導の手引」の積極的活用

(カ)　保健所等の関係機関・団体と連携した性教育の推進

エ　喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進・充実

(ア)　学習指導要領の指導内容や児童生徒の発達段階に基づく年間指導計画の策定

(イ)　担任や教科担任による授業や養護教諭等とのティームティーチングによる授業の実践

(ウ)　小・中・高等学校における「喫煙・飲酒・薬物乱用防止に関する指導の手引」の積極的活用

(エ)　関係機関・団体と連携した喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進
○　薬物乱用防止教室の開催及びキャラバンカーの活用

オ　歯と口の健康づくり教育の推進・充実

(ア)　児童生徒の疾病の実態や発達段階に応じた年間指導計画の策定

(イ)　担任や教科担任による授業や養護教諭等とのティームティーチングによる授業の実践

(ウ)　関係機関・団体との連携した歯と口の健康づくりの推進

カ　学校環境衛生の維持改善の推進

(ア)　定期及び日常検査の実施と改善
○　教室等の照度，騒音及びダニ・ダニアレルゲン検査等，定期検査の実施
○　飲料水（学校給食での使用水も含む）及び便所の管理等，日常点検の実施

(イ)　検査結果に基づく改善
○　学校薬剤師との連携による学校環境の改善

(ウ)　受動喫煙の防止
○　学校における敷地内禁煙の推進

キ　学校職員衛生委員会の充実

(ア)　平成21年度に「鹿児島市学校職員安全衛生管理規定」の制定
○　教育委員会に総括安全衛生委員会の設置
○　学校職員50人以上の学校には嘱託医，50人未満の学校には健康管理医を配置

(イ)　平成21年４月に「長時間勤務者等に対する産業医等の面接指導実施要領」を改正

(ウ)　衛生委員会等の設置による学校職員の健康の保持増進及び職場環境の整備充実
○　学校職員50人以上の学校は衛生委員会，50人未満の学校は衛生部会を設置

③　関係施設等の整備充実及び関係機関・団体との連携

ア　学校医等の配置

(ア)　各学校に学校医（内科医，眼科医，耳鼻科医），学校歯科医，学校薬剤師の配置
○　児童生徒600人以上の学校には，内科医及び学校歯科医を各２人，その他の学校は１人配置

(イ)　学校医等は，学校における保健管理に関する専門的事項に関し，技術及び指導に従事
○　学校保健安全法施行規則第22条，23条，24条参照

④　研修の充実

ア　各種研修会等の開催

(ｱ)　養護教諭等研修会（4/11），保健担当者研修会（4/19，8/24）における定期健康診断の実施方法の確認及び保健管理・保健指導の徹底等

(ｲ)　市学校保健フォーラム（1/24）での効果的実践事例の波及及び健康課題の把握と解決の見通し

(ｳ)　研究協力校や市養護教諭部会，市保健担当者部会，市学校保健会等への支援・指導

(ｴ)　校内研修活動の奨励・促進

(ｵ)　地区学校保健研究協議会への支援（11月～12月に10地区１部会で開催）による研究校実践の波及

(3)　食育の推進

①　学校給食指導の重点

ア　児童生徒の食生活に関する課題を的確に把握し，それに即応する具体的な指導計画を策定するとともに継続的に実践する。

イ　学校給食の時間や教科，領域等の時間における食に関する指導の充実を図り，健康な生活に必要な知識・技能の確実な習得に努めるとともに，望ましい食習慣の形成を図る。

ウ　学校給食における運営管理の適正化を図るとともに，食事内容の一層の多様化・充実に努める。

エ　関係機関・団体等との連携により学校給食における安全・衛生管理を徹底するとともに，学校・家庭・地域社会が一体となった食に関する指導を推進する。

②　学校給食事業の推進

ア　食に関する指導の充実

(ｱ)　年間の計画に基づく意図的・計画的な給食の時間の指導

○　食事の場としてふさわしい環境づくり

○　望ましい食習慣の形成

○　健康によい正しい食事のとり方

○　能率よい食事の準備・後始末など

(ｲ)　年間計画に基づく教科，領域等における指導

○　全教職員の共通理解に基づく指導

○　栄養教諭・学校栄養職員の専門性を活かした指導

○　文部科学省作成の食生活教材や各種資料を活用した指導

イ　栄養摂取量に配慮した献立作成

(ｱ)　標準献立作成会の開催（毎月２回開催）

○　栄養教諭及び学校栄養職員と調理技師の代表による献立の内容検討及び改善充実

(ｲ)　市標準献立表を基にした学校ごとの献立作成

○　食事内容の多様化や児童生徒の嗜好を踏まえた献立作成，バイキング給食等の推進

○　地場産の旬の食材を活用した郷土食，行事食等の導入

ウ　適正な学校給食管理運営の推進と学校給食費の未納解消

(ｱ)　「学校給食運営の基本的な考え方」に則った学校給食の運営推進

(ｲ)　年間を通した学校給食費の設定

(ｳ)　給食費の適正な運用及び厳正な監査の実施

(ｴ)　教育委員会及び学校，関係課等の連携による給食費未納対策の推進

(ｵ)　台風接近に伴う学校給食への適切な対応

エ　食物アレルギー疾患の児童生徒への個別指導の徹底

(ｱ)　原因食材，症状，緊急時の対応方法などの実態調査

(ｲ)　保護者等の要望を基にした可能な範囲内での給食対応

(ｳ)　食物アレルギー疾患の児童生徒への個別指導及びその他の児童生徒への適切な指導

③　関係施設等の整備充実及び関係機関・団体との連携

ア　給食施設等の整備充実

(ｱ)　衛生管理の徹底と年次的な整備充実

○　学校からの施設整備修繕及び備品購入申請に基づく改善

(イ) ウェットシステム調理場におけるドライ運用の推進

イ　学校給食用生ごみ処理機の設置校への啓発

○　学校の生ごみの減量化・資源化の推進及び環境教育の充実

ウ　給食当番用白衣等の整備

○　平成13年度から給食当番用白衣，帽子，収納袋の年次的な整備

エ　関係機関・団体との連携による学校給食の充実

(ア) 学校給食展開催による保護者等への学校給食の重要性の啓発

(イ) 食に関する実態調査や指導資料の作成

④　研修の充実

ア　各種研修会等の開催

(ア) 学校給食担当者研修会（4/24，8/23）及び栄養教諭・学校栄養職員研修会（4/24）での安全・衛生管理及び給食指導

(イ) 学校給食業務担当職員研修会（8/2）での調理技師等への安全・衛生指導

イ　研究協力校や給食関係研究団体への支援・指導

(ア) 平成23・24年度の食に関する指導研究協力校　坂元台小学校

(イ) 鹿児島地区栄養教諭等協議会及び市学校給食協議会への支援

(ウ) 地区学校保健研究協議会への支援（11月～12月に10地区１部会で開催）

ウ　校内研究活動の奨励・促進

エ　給食試食会，学校保健委員会等への支援

(4) 学校安全の充実

①　学校安全指導の重点

ア　児童生徒の安全に関する課題を的確に把握し，それに即応する具体的な安全活動計画の策定や『学校や関係団体等における安全・事故防止等の指導計画例（改訂版）』と校区環境点検マップ等の活用及びその継続的実践により，安全な行動の日常化を図る。

イ　教科や特別活動等の学習を通して安全な生活に必要な知識・技能の確実な習得を図る。

ウ　様々な危険場面を想定した避難訓練やＫＹＴ等の実施により，危険予測・危険回避能力を育成する。

エ　関係機関・団体等との連携により施設設備の安全管理を強化するとともに，学校・家庭・地域社会が一体となって児童生徒の安全を確保する。

②　学校安全事業の推進

ア　学校生活の安全指導

(ア) 事故発生の場所，原因，部所別発生状況等の実態把握と，休み時間や学習時の安全確保及び全教育活動を通した安全に行動する態度と危険予測・危険回避能力の育成

(イ) 調整力，敏捷性，筋力など，けがを防止するための基礎体力つくりの積極的な推進

イ　交通安全

(ア) 正しい歩行の仕方や安全な道路横断の方法をはじめ，小学校では飛び出しによる事故防止や中学校では自転車による事故防止など，計画的・継続的な交通安全指導の実施

(イ) 通学路の安全点検の実施と交通安全の確保

(ウ) 交通安全教室や集団下校訓練等を通した様々な交通環境における危険予測・危険回避能力の育成

(エ) 集団登校による交通安全の推進

(オ) 関係機関・団体と連携した交通安全指導の充実

ウ　水難事故防止

(ア) 体育学習時におけるプール使用のきまりの指導の徹底と泳力の向上

(イ) 海水浴，海・河川での釣りなど，長期休業前における安全指導の充実

(ウ) 関係機関・団体と連携した水難事故防止活動の推進

エ　自然災害防止

(ア) 人災や地震などを想定した避難訓練等を通しての危険予測・危険回避能力の育成

(イ) 関係機関・団体と連携した自然災害防止活動の推進

オ　学校への不審者侵入への対応

(ア) 職員一人一人の危機意識の高揚と対応訓練等の確実な実施による即時即応力の育成
(イ) 避難訓練等の実施による児童生徒一人一人の危険予測・危険回避能力の育成
(ウ) 関係機関・団体と連携した不審者侵入対応訓練等の推進
(エ) 教育委員会に「学校防犯対策検討委員会」の設置

カ 『学校や関係団体等における安全・事故防止等の指導計画例（改訂版）』及び校区環境点検マップ等の活用
(ア) 交通安全に関する危険予測学習教材を活用した歩行中や自転車乗車中の飛び出し事故防止
(イ) 国内外で発生した自然災害等を基に，様々な場面に応じた避難の仕方と決まりの指導
(ウ) 各種運動領域での安全指導を活かした運動部活動の推進　など

③ 関係施設等の整備充実及び関係機関・団体との連携
ア 体育学習及び体育施設等の安全点検・安全確保に関する指導資料の活用
(ア) 『体育・遊具施設の事故防止のために』（平成６年４月配布）
(イ) 『全国の事故事例から見た安全な体育学習指導法』（平成９年４月配布）
(ウ) 『学校体育事故を未然に防ぐ指導チェックポイント集』（平成11年３月配布）
(エ) 『体育施設・設備等の安全チェックポイント集』（平成13年３月配布，平成16年６月改訂版配布）
(オ) 『学校や関係団体等における安全・事故防止等の指導計画例』〈改訂版〉（平成18年３月配布）

イ 交通安全教育教具（交通教室信号機等）の配備
川上小，八幡小，西谷山小，武小，原良小，城南小，東桜島小，西伊敷小，名山小，小山田小，紫原小，東谷山小，明和小，鴨池小，福平小，星峯東小，坂元台小，玉江小，西陵小，清和小

ウ 危険区域標識用赤い布の配布
○ 全小学校に校区内の危険箇所標示用の赤い布の配布

エ 関係機関・団体等との連携
(ア) 通学路の交通安全施設の整備・補修
(イ) 各種避難訓練等における指導・助言
○ 各学校での火災，地震，「子ども110番の家」への駆け込み模擬訓練
○ 不審者侵入を想定した教職員への対応訓練（教育委員会主催）
(ウ) 応急処置等に関する講習会

④ 研修の充実
ア 養護教諭研修会（4/11）及び保健担当者研修会（4/19，8/24）での学校生活等における安全及び管理指導
イ 安全指導担当研修会（7/31）での交通安全指導及び不審者侵入を想定した教職員対応実技訓練
ウ 小学校教科等主任・担当者会（5/8）及び中学校教科等主任・担当者会（5/9）における体育学習時の安全指導や施設整備安全管理等の指導
エ 学校水泳及び管理に関する研修会（5/23）でのプールの安全・衛生管理指導
オ 初任者研修（5/29）での学校体育・保健・安全・給食における安全・衛生管理指導
カ 小・中・高等学校教員水泳指導法講習会（5/30・31）での技能の状態に応じた段階的な水泳実技指導
キ 自動体外式除細動器（AED）取扱い講習会（5/15）
ク 水難事故防止対策連絡会（6/12）における対策及び実践化への共通理解
ケ 夏季学校水泳プール開放説明会（6/26・27）での普通救命講習
コ 中・高等学校体育施設等安全点検実技研修会での施設等の安全管理指導（8/22）
サ 交通安全指導担当者研修会（5/16）における実技を通した研修
シ 学校防災研修会（7/11）での防災の専門家による講義

学校給食センター

1．現　況

名　称	中央学校給食センター	吉田学校給食センター	郡山学校給食センター
開　設	昭和42年５月１日	昭和60年４月１日	昭和48年11月１日
所在地	〒890-0067 真砂本町58-36 TEL　255-1619	〒891-1303 本城町1,588番地１ TEL　294-2223	〒891-1105 郡山町2,091番地１ TEL　298-4179
敷地面積	5,778.1㎡	1,937.0㎡	1,035.4㎡
建物延面積	2,995.5㎡	555.2㎡	574.8㎡
建物構造	鉄筋コンクリート造 一部２階建	鉄筋造	鉄筋造
名　称	松元学校給食センター	谷山学校給食センター	喜入学校給食センター
開　設	昭和44年11月1日	昭和62年４月23日	昭和46年４月１日
所在地	〒899-2703 上谷口町866番地４ TEL　278-1143	〒891-0104 山田町2,034番地５ TEL　264-2400	〒891-0203 喜入町7,495番地１ TEL　345-0254
敷地面積	1,101.0㎡	2,431.0㎡	2,612.4㎡
建物延面積	512.2㎡	1,237.4㎡	956.6㎡
建物構造	鉄骨造	鉄筋コンクリート造 一部２階建	鉄骨造

(1)　昭和42年５月，学校給食未実施中学校10校の給食を共同調理場方式で開始した。昭和59年４月隣接地に移転。開設以来無事故で学校給食を実施している。

昭和61年度に谷山地区の学校給食を供給するため，谷山分場を設置し，昭和62年度から両調理場での業務を開始した。

平成16年11月の１市５町の合併により，４か所の共同調理場が増え，計６学校給食センターとなった。

平成18年度から谷山北中学校がセンター方式となり，６学校給食センターで，市立小学校78校中31校，中学校39校中24校，計55校19,558人の給食と宮川・松元幼稚園の給食も実施している。

①　予算（平成24年度）

総　　額　　６７９，３３５千円
一般事務管理費等　　２５１，０７７千円
給食事務費　　４２８，２５８千円

②　運営

学校給食の目的，目標にかんがみ，さまざまな教育的配慮のもとに栄養管理・衛生管理に万全を期し関係者の意向を反映させながら魅力ある給食の実施と，児童生徒及び保護者への食に関する指導の充実に努めている。

③　組織

学校給食センターは，市が設置した教育機関であり，市直轄で運営することを基本とし，業務の中で委託可能な部分は委託するという方式をとっている。

それぞれの仕事を専門的な立場で分担し，協力して責任をもって遂行する体制を確立している。

ア　〔学校給食センターの組織機構図〕

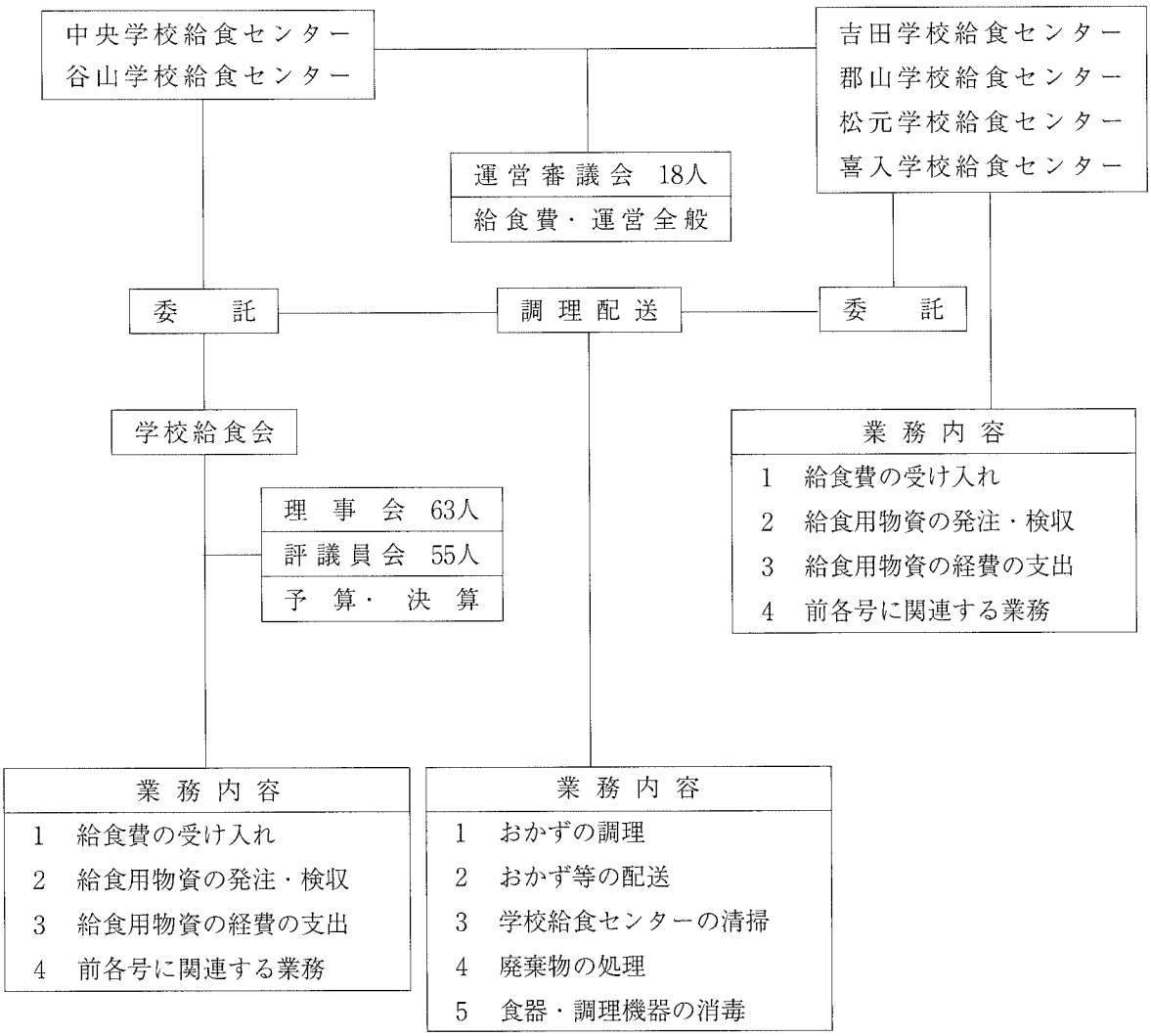

イ　委員の構成

○　学校給食センター運営審議会

学校給食センターの運営全般について審議する。構成は，市立学校の校長及び教職員(7)，市学校保健会会長(1)，PTA 代表(6)，学識経験者(2)，衛生管理機関の代表者(1)，その他教育委員会が必要と認める者(1)，計18人以内

○　市学校給食会理事会，評議員会

理事会は，実施学校の校長またはPTAの代表55人，行政６人，給食会１人の計62人で，評議員会は，実施学校の校長またはPTA の代表55人で構成し，業務の円滑な実施を図っている。

青少年の健全育成

1．現　況

児童生徒のいじめや問題行動が複雑・多様化している中，携帯電話等を介したインターネット上の問題行動も新たな課題である。また，近年，不登校児童生徒数は，減少しつつも高い値で推移しており，その原因も多様化している。

このような中，青少年を取り巻く環境に適切に対応する教育を推進するために，生徒指導，教育相談の充実，青少年教育の充実，青少年を育む環境づくりの促進等に積極的に取り組むことが重要であると促えている。

生徒指導・教育相談の充実については，教師と児童生徒，並びに児童生徒相互の心の触れ合いを重視するとともに，生徒指導や教育相談の研修を充実させ，心に届く生徒指導を推進することが重要である。全教員が不登校やいじめの問題の重要性を認識し，課題解決に向けた学校・家庭・地域社会が一体となった取組が必要であり，これらの課題を解決するために，支援の充実を図っている。

また，青少年教育の充実については，青少年一人一人が「生きる力」を身に付け，これからの社会をたくましく生き抜くことができる資質や能力を育成するために，各年齢期に応じた自然体験や生活体験，ボランティア活動などを組み入れた異年齢集団活動，交流活動等の機会と場の拡充に努めることが重要である。特に，鹿児島市の教育を考える市民会議提言の趣旨を踏まえながら，鹿児島の教育的風土を生かした体験活動の充実を図る事業の実施や啓発活動に努めている。

さらに，九州新幹線全線開業に伴い，青少年にとって魅力的な空間が増え，その動きにも変化の兆しが見られる。このような環境の変化を受け，社会環境の浄化や非行防止活動などの一層の推進を図り，青少年が健全に育つ環境づくりを促進している。

また，青少年の健全育成を一層推進するために，心豊かで元気あふれる「さつまっ子」育成市民会議及び関係機関・団体等の代表者で構成する諸会議や研修会の充実に努めるとともに，学校，家庭，地域及び関係機関等のより一層の連携を図っている。

2．施策の方向性

(1) 夏季休業中を活用した生徒指導に関する研修会等を充実し，教職員の資質向上に努める。

(2) 小・中学校生徒指導主任・担当者研修会の充実を図り，担当者の資質向上を図るとともに，各学校の生徒指導体制を確立し，全教職員が一体となった生徒指導に努める。

(3) スクールカウンセラー，教育相談室相談員，適応指導相談員，学習支援員の資質向上を図り，相談活動の充実に努める。

(4) 市内大学に協力依頼し，大学生（院生）を活用した不登校児童生徒への支援を進める。

(5) 総合的な相談活動を推進するために，相談員間の情報交換や県などの他の相談機関との連携を図る。

(6) 学校，家庭，地域，関係機関等と連携を密にし，児童生徒の多様化，複雑化している問題行動等に対処していく。

(7) 少年自然の家や冒険ランドいおうじま，宮川野外活動センターなどを活用した青少年団体や家族等による宿泊体験学習や野外体験活動などを今後も促進する。

(8) 青少年団体や関係施設等と連携を密にし，仲間づくりや異世代交流などの様々な活動の機会や場の提供に努める。

(9) 市あいご会連合会や校区青少年健全育成実行委員会等と連携を図り，地域ぐるみで青少年を育てる気風づくりに努めるとともに，青少年の健全育成活動の更なる活性化に向けて，各種研修会の充実などに努める。

3．事業の概要

(1) 生徒指導・教育相談の充実

① 教職員の研修の充実と指導力の向上

ア 生徒指導主任・担当者会の開催

イ 生徒指導に関する研修会の開催

ウ 生徒指導に関する校内研修への講師派遣事業の実施

② 教育相談活動の充実
ア 教育相談員による電話相談と来所相談の実施
イ スクールカウンセラーによる相談活動（市独自の事業，文部科学省委託事業）
ウ スクールソーシャルワーカーによる支援活動
エ 適応指導教室の設置（長田中，南中，谷山中，勤労青少年ホーム）
オ 学習支援員による支援活動
カ 心のパートナーによる支援活動
キ 生活支援員による支援活動
ク 教育相談員等の資質向上
③ 支援体制の充実
ア 生徒指導に関する学校訪問を通した指導
イ 生徒指導関係諸資料の配布
ウ 生活指導関係リーフレットの作成
エ いじめ対策検討委員会の開催
オ いじめ防止啓発強調月間（5/26～6/25）の設定
カ いじめ問題を考える週間の設定（4月，9月）
キ いじめ電話相談カードの作成
ク 不登校対策検討委員会の開催
④ 関係機関との連携
ア 市校外生活指導連絡会との連携
イ 警察・裁判所等との連携
ウ 相談機関との連携
(2) 青少年教育と体験活動の充実
① 体験活動の促進
ア 新・郷中教育推進事業
イ 子ども体験活動支援情報誌の作成
○ 情報誌「キッズ通信アクト」年6回発行
ウ 学校教育における体験活動の充実（28ページ「体験活動の充実」を参照）
② 青少年交流活動の促進
ア 青少年ふれあい交流・体験活動促進事業の実施
イ 九州都市中学生交流大会（大分市）
ウ 大垣市少年の船との交流
エ 鶴岡市青年との交流
オ 鹿児島県青少年海外ふれあい事業等への協力
③ 青少年教育施設事業の充実
ア 宮川野外活動センター主催事業
○ 親子陶芸教室
○ 宮川親子フェスタ
○ 親子1日サマーキャンプ
○ 宮川の秋を楽しむ親子のつどい
○ 親子しめかざりづくり・もちつき大会
イ 少年自然の家主催事業
○ めざせアウトドア達人！ファミリーキャンプ
○ クリスマスグッズ・ミニ門松作り
○ アウトドアクッキングに挑戦Ⅰ・Ⅱ
○ どんぐりで遊ぼう
○ 年越しそばを作ろう
○ わくわくアドベンチャー事業in硫黄島　ほか

ウ　冒険ランドいおうじま主催事業
○　ファミリーアドベンチャー in 冒険ランドいおうじま
④　子ども会育成事業の充実
ア　あいご主事の委嘱
イ　あいご主事研修会（年２回）
ウ　校区あいご研修（あいご講座）の実施
エ　子ども会リーダー研修会の実施
⑤　青年教育の充実
ア　青年教養セミナーの開催
イ　青年会館講座の開設（６講座）
ウ　勤労青少年ホーム教養講座・スポーツ講座
エ　「新成人のつどい」の開催
⑥　指導者・リーダーの養成
ア　青年団体指導者研修会の実施
イ　青年団体リーダー国内研修
ウ　勤労青少年団体リーダー国内派遣
エ　少年団体成人指導者研修会の実施
オ　ボランティア・ジュニアリーダー養成セミナーの実施
⑦　青少年団体の育成
ア　市あいご会連合会活動費補助
○　あいご会・子ども会活動研究委嘱公開
○　ブロック別子ども大会　12ブロック
○　ブロック別役員研修会　12ブロック
○　あいご新聞，あいご誌の発行
イ　青年教養セミナー連絡協議会
○　青年教養セミナー生交流大会，青年教養セミナー生大会
ウ　ジュニアリーダークラブ等の活動支援と連携
(3)　青少年をはぐくむ環境づくりの推進
①　市民運動の促進
ア　心豊かで元気あふれる「さつまっ子」を育てる市民運動の実施
○　市民あいさつ運動の推進
○　春・夏・秋・冬の心豊かで元気あふれる「さつまっ子」を育てる運動の推進
イ　心のとびらを開く家庭づくり講座
ウ　明るく楽しい学校づくり市民大会
エ　校区青少年健全育成実行委員会委員長等研修会（年１回）
オ　さつまっ子のつどい
②　会議や研修会の充実
ア　青少年問題協議会の開催（年２回）
イ　青少年問題協議会専門委員会の開催（年２回）
ウ　青少年補導センター運営協議会の開催（年２回）
エ　少年補導委員研修会の開催（年２回）
オ　常時補導委員研修会の開催（年６回）
カ　夜間補導委員研修会の開催（年２回）
キ　常時・夜間補導委員合同研修会の開催（年１回）
ク　心豊かで元気あふれる「さつまっ子」育成市民会議の開催（年３回）
③　非行防止・環境浄化活動の充実
ア　青少年補導センター少年補導委員の委嘱
（学校関係者255名，関係機関・団体90名）

イ　街頭補導活動の実施
ウ　環境点検・環境浄化活動の実施
エ　青色回転灯を使用した児童生徒育成・安全パトロール車の活用

④　相談活動の充実
ア　青少年補導センター電話相談・来所相談の実施
イ　地域公民館の家庭教育相談の実施
ウ　専門相談機関との連携強化

⑤　広報活動の充実
ア　青少年補導センターだよりの作成・配布
イ　市民のひろばの活用による広報啓発
ウ　地域公民館だよりによる広報啓発
エ　青少年健全育成（非行防止等）啓発資料作成・配布

⑥　関係機関・団体との連携
ア　小・中・高等学校との連携
イ　市内三警察署・少年サポートセンター等訪問による連携
ウ　校外生活指導連絡会との連携
エ　薬物乱用防止指導鹿児島地区協議会
オ　天文館等環境浄化対策連絡協議会
カ　未成年喫煙防止協議会
キ　鹿児島地区環境づくり懇談会
ク　無職少年対策会議
ケ　犯罪被害者等支援連絡協議会
コ　その他関係機関・団体等との連携

(4)　施設の概要

①　青少年補導センター

設置年月日	所　在　地	主　な　事　業
S39.10.1	鹿児島市山下町6-1 （青少年課内）	街頭補導 電話相談（224-2000） 来所相談 月～金　9：30～17：00（青少年の悩み・心配ごと）

②　結婚相談所

設置年月日	所　在　地	主　な　事　業
S36.4.1	鹿児島市山下町6-1 教育総合センター 4階	相談事業 火～土　9：00～18：00，日　9：00～17：00 休所日　月曜日，祝日，12月29日～1月3日

(5)　青少年教育施設の整備

冒険ランドいおうじま，少年自然の家，宮川野外活動センター等の施設の充実に努める。

学校施設

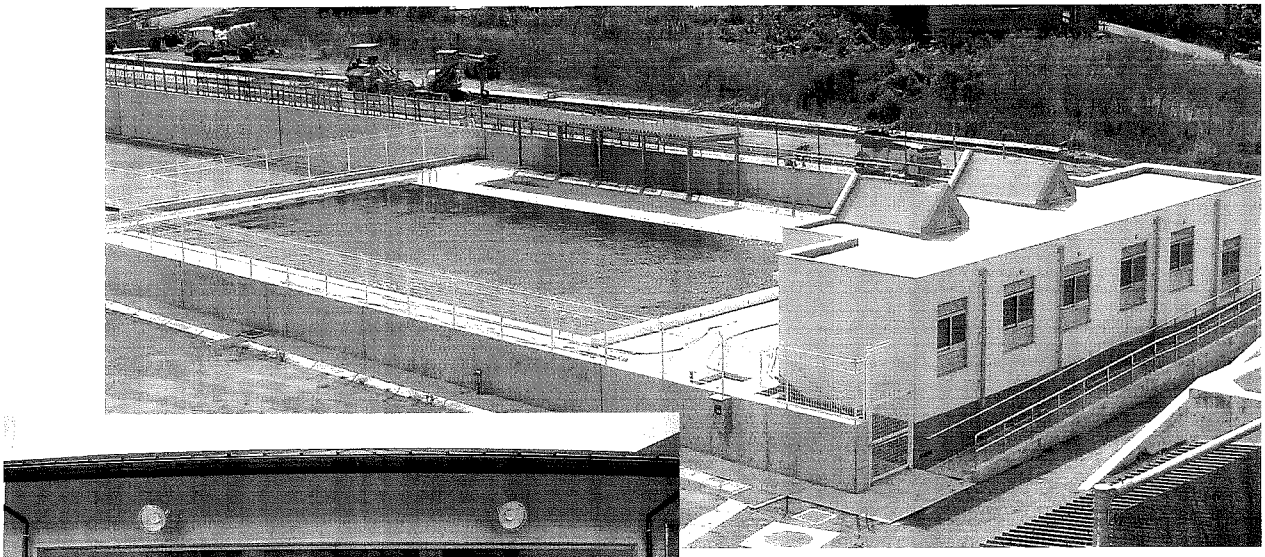

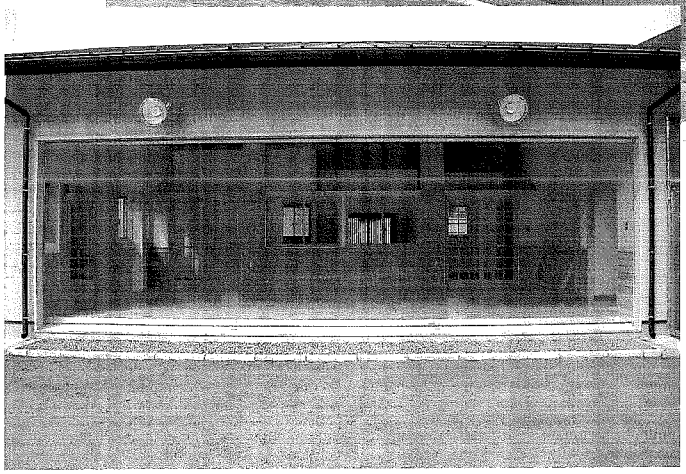

上：郡山中学校水泳プール（平成23年７月竣工）
左：　同　弓道場射場（平成23年３月竣工）

１．現　況

(1) 現　況

本市の学校施設は，平成16年11月の合併に伴い，小学校が20校，中学校が６校，幼稚園が２園増え，さらに平成18年４月に鹿児島玉龍中学校が開校したことに伴い，市全体で126校（園）の規模となった。

学校施設については，これまで，経年劣化が進み，建物の強度調査の結果，建て替えが必要な校舎の増改築や，大規模改造及び外壁改修等の整備を計画的に進めてきたところである。

今後においては，学校施設は量的整備から質的整備への方向転換期にあることから，財政事情等を勘案しながら，年次計画を策定し，創造的で，人間性豊かな子供の育成と地域文化の向上に資する教育環境等の整備を推進していく。

２．施設の方向性

(1) 学校施設の質的整備を進めるため，児童生徒にとって健康的かつ安全で快適な教育環境を確保し，教育方法の多様化に対応した施設づくりに努める。

(2) 地球環境問題に対応し，温室効果ガスの排出量の削減等に貢献することが重要であることから，今後の整備にあたっては，学校施設のエコ化を推進していく。

(3) ストックマネジメントの活用により，中長期的な視点に立った保全計画を策定し，学校施設の長寿命化と整備に係る改修費等の軽減・平準化を図っていく。

(4) 夏季の降灰時における良好な教育環境を確保するため，学校の普通教室にクーラーを設置していく。

3．事業の概要

屋内運動場の増改築，既存校舎の大規模改造及び既設校の施設整備を推進し，教育施設の充実と教育環境の整備に努める。

(1) 校舎・屋体等整備事業

① 校舎・屋体の整備・充実

校舎・屋内運動場の増改築及び大規模改造を行い，教育環境の整備充実を図る。

ア 校舎増築	小学校１校（松元小）中学校１校（玉龍中）
イ 校舎大規模改造	小学校１校（喜入小）
ウ 校舎大規模改造（繰越分）	小学校３校（桜峰小，桜洲小，生見小）
	中学校１校（松元中）
エ 屋体大規模改造（繰越分）	小学校３校（川上小，明和小，生見小）

② 外壁改修等

安全性確保のため，校舎・屋内運動場の外壁改修等を実施する。

ア 外壁改修	小学校４校（玉江小ほか）
	高等学校２校（商業高，女子高）幼稚園１園（松元幼）
イ 外壁改修（繰越分）	小学校15校（牟礼岡小ほか）
	中学校７校（郡山中ほか）
ウ 外壁補修	小学校８校（原良小ほか）中学校５校（伊敷中ほか）
エ 外壁補修（繰越分）	中学校１校（西紫原中）
オ 外壁調査	小学校15校（大明丘小ほか）中学校９校（緑丘中ほか）
	高等学校２校（商業高，女子高）

(2) 既設校舎の補修等

整備計画に基づき既設校舎の補修を推進し，教育環境の改善充実を図る。

① 倉庫等の新設

② 防球フェンス，側溝等の整備

③ 床張替その他施設の維持補修

④ 浄化槽の改修など

(3) クーラー設置事業（繰越予算分）

夏季の降灰時期も快適な教育環境を確保するため，普通教室にクーラーを設置する。

① 小学校17校（川上小ほか）

② 中学校７校（伊敷中ほか）

③ 高等学校１校（女子高）

(4) 太陽光発電装置設置事業（繰越予算分）

環境教育の一環としての設置のほか，環境局で策定している「鹿児島市メガソーラー発電所計画」に基づいて二酸化炭素の更なる排出削減を目指す。

① 小学校４校（名山小ほか）

② 中学校４校（西紫原中ほか）

(5) 学校施設緑化推進事業

学校校庭の芝生化や樹木植栽等による緑陰空間，屋上緑化，緑のカーテンの整備を行い，児童生徒の豊かな心の育成や体力の向上及び学校周辺への砂塵の飛散防止，ヒートアイランド化の抑制を図る。

① 校庭芝生整備等（繰越予算分）	小学校５校（花尾小ほか）
	中学校２校（吉野中，錫山中）
② 緑陰空間整備	小学校３校（松原小，武岡小，荒田小）
	中学校２校（吉田北中，星峯中）
③ 屋上緑化	小学校１校（向陽小）
④ 緑のカーテン	小学校２校（中郡小，瀬々串小）

(6) 給食室の整備

経年劣化に伴う老朽化が進んでいる自校方式校の給食施設等について，防水工事等の改修整備を行う。

施設設備整備事業

・屋根防水等改修　　中学校１校（緑丘中）

(7) プールの整備

プールの改築等を行い，教育環境の整備充実を図る。

① プールの改築

ア 当初予算分（実施設計分）

小学校２校（皆与志小，瀬々串小）

イ 繰越予算分（新規着工分）

中学校２校（明和中，河頭中）

② プール塗装

当初予算分（新規着工分）

小学校１校（本城小）

中学校２校（長田中，和田中）

(8) 体育施設等の整備

体育施設等の改築等を行い，教育環境の整備充実を図る。

① 中学校体育館施設整備

・屋外体育施設の設置　　中学校２校（郡山中・天保山中）

② 中学校柔剣道場整備

・屋根改修　中学校１校（清水中柔剣道場）

③ 玉龍中高一貫教育校弓道場整備

・実施設計，地盤調査

(9) 特別支援学級施設設備の整備

特別支援学級に在籍する児童生徒の障害の重度化，多様化に対し，特別支援教育の充実と推進を図るために施設設備等の充実を図る。

① 施設修繕（畳間，黒板，洋式トイレ等の補修）

② 施設工事（ユニットバス，小集団室等設置工事や床板張替工事）

(10) 学校設備の整備

① 特別教室等内部整備の充実

・校舎増改築等に伴う整備　　小学校５校（喜入小，桜峰小，桜洲小，生見小，松元小）
中学校１校（松元中）

② 屋内運動場内部設備の充実

・増改築等に伴う整備　　小学校３校（川上小，明和小，生見小）

③ 高等学校設備の整備

・市立３高等学校の管理備品，教材の整備

学習情報センター

1．施設の概要

(1) 開　　所　　昭和62年１月14日
(2) 所 在 地　　鹿児島市山下町６－１　鹿児島市教育総合センター内（☎099-227-1925）
(3) 施　　設　　情報処理演習室，スタジオ，ML 室，LL 室を含む12室
(4) 休 所 日　　日曜日，祝日，12月28日～翌年１月４日
(5) 開所時間　　月曜日～金曜日　９：00～17：00　　土曜日　９：00～12：00

2．主な事業

(1) 研修講座　４講座20回
(2) 来所研修への援助
(3) 視聴覚教材の貸出し
(4) 視聴覚教材の制作
(5) KEI ネット及びインターネットによる教育情報の提供

3．利用の手続き

所定の申込書に記入し，許可を受ける。

4．学習情報センター講座一覧

講座名		期日	人数	合計	対象者・内容
ＩＣＴ活用講座	学101	7/24～7/25	21	263	○ 幼，小，中，高の教職員 ○ ＩＣＴ機器，教科用ソフトウェア，統合ソフトウェアの活用方法 ・表計算ソフト　・総合基礎 ・電子黒板の活用 ・クラス用コンピュータと書画カメラ ・統合ソフト　・ホームページ作成 ・校務用コンピュータ・プレゼンテーション
	学102	7/25～7/26	40		
	学103	7/30～7/31	40		
	学104	8/8～8/9	40		
	学105	8/17	21		
	学106	8/23～8/24	40		
	学107	8/24	21		
	学108	8/28～8/29	40		
教育メディア研修（初級）講座	学201	8/7～8/9	21	42	○ 幼，小，中，高等学校の教職員 ○ 初任者研修対象講座 ○ ＶＴＲ，コンピュータ等の活用法
	学202	8/27～8/29	21		
教育メディア研修（初級）講座	社１	7/4～7/5	21	42	○ 社会教育指導者及び18歳以上の市民 ○ ＶＴＲ，16ミリ映写機の取り扱い等
	社２	1/29～1/30	21		
わくわくパソコン講座 （社１～社８は同じ内容）	社１	5/9～5/10	21	168	○社会教育指導者および18歳以上の市民 ・コンピュータの基本操作 ・ワープロソフト・表計算ソフトの基本操作 ・インターネット，メールの基本操作
	社２	5/16～5/17	21		
	社３	7/11～7/12	21		
	社４	7/18～7/19	21		
	社５	10/10～10/11	21		
	社６	10/24～10/25	21		
	社７	1/16～1/17	21		
	社８	2/13～2/14	21		

少年自然の家

1．現　況

(1) 開　　所　昭和50年７月

(2) 所在地　　〒892-0871　吉野町11078-4（☎244-0333・FAX244-0334）

(3) 施設の概要

① 敷地面積　153,625.80㎡

② 建物延床面積　5,363.14㎡

③ 建物構造　鉄筋コンクリート２階建（一部３階）

④ 宿泊定員　本館250人，学習棟150人，キャンプ場360人

⑤ 野外活動施設

ア．キャンプ場（６人用テント60張）

イ．アスレチック・ミニアスレチック（34施設）

ウ．マウンテンバイク（40台）

エ．学習農園（４農園，寺山学習農園）

オ．グラウンド（6,000㎡）

(4) 利用時間　　８：30～17：00

(5) 休所日　　月曜日，祝日，12月27日～１月４日

2．目標・運営方針

(1) 目標

「来てよかった」「また来たい」といわれる施設をめざして

(2) 運営方針

緑豊かな自然の中で，青少年が野外活動や自然観察，勤労生産活動，集団宿泊生活などの体験活動をとおして，心身の鍛錬を図り，情操や社会性を涵養する。併せて鹿児島市立の社会教育施設として，広く市民に生涯学習の場と機会を提供する。

3．努力点及び具現化の方策

(1)　集団宿泊学習の充実【教児一体となった活動の推進】

① 団体主体による集団宿泊学習の実施

ア　集団宿泊学習担当者研修会における活動の調整（４・７月）

イ　引率者への諸指導の徹底

ウ　学校が希望する活動プログラムへの柔軟な対応

エ　天候に応じた活動プログラムの変更

② 利用団体の確保

ア　早めの募集・調整・決定　　イ　積極的な学校訪問

③ 事後の適切な対応と諸事業等の紹介

ア　感想文，お礼状等の活用　　イ　一日利用・出前講座等の紹介

④ 活動環境の整備と充実

ア　野外活動施設の整備　　イ　樹木剪定及び通路の整備

(2)　主催事業の充実【一事業一改善に向けた積極的な取組】

① 多様な事業の実施

ア　施設の理解を深める事業　　イ　施設の特色を生かした事業

ウ　施設に親しんでもらう事業　　エ　農業を体験する事業

② 事業内容の工夫

ア　事前の研修や検討会の計画的実施　　イ　指導方法の工夫・改善

③　広報活動の充実

ア　マスコミの活用　　イ　学校，幼稚園・保育園等へのチラシ配布

ウ　市広報紙等の活用　　エ　他主催事業でのチラシ配布

(3)　受入事業の充実【発達段階や興味・関心を大切にした事業の推進】

①　活動プログラムの充実

ア　年齢層に対応したプログラムの開発　　イ　希望プログラムへの柔軟な対応

②　出前講座の充実

ア　制度の広報　　イ　講座内容の工夫・改善

③　施設の多様な活用策の研究

ア　学年・学級単位のレクリエーション活動　　イ　親子，小グループでの体験活動

ウ　高校等の合宿（勉強＋自然体験，部活＋野外活動等）

エ　他公共施設と連携した活動（創作活動，天体観望等）

④　社会教育関係団体等への広報

ア　ＰＴＡやあいご会等へのチラシ配布　　イ　スポーツ少年団への広報

(4)　寺山学習農園の効果的な活用【汗の尊さ，収穫の喜び等を味わわせる農業体験の推進】

①　利用者の積極的確保

ア　幼稚園・保育園　　イ　社会教育関係団体　　ウ　家族

②　環境整備と利用マナーの向上

ア　ファミリー農園の計画的耕運　　イ　通路除草の徹底　　ウ　使用届の提出の徹底

③　主催事業の充実

ア　年間計画に基づく運営　　イ　施肥・除草日の広報　　ウ　各種資料提供

(5)　心の教育の充実【自他の命を大切にする人間の育成】

①　基本的生活習慣の育成

ア　あいさつや時間を守る等の徹底　　イ　整理整頓の徹底

②　協力・助け合い精神の育成

ア　グループ活動を通した仲間づくり　　イ　認め・励まし合う雰囲気づくり

③　自然を愛する心・感謝する心の育成

ア　五感を通した自然体験の積極的な導入　　イ　勤労の尊さを実感できる活動の推進

ウ　自然や日常生活に対する気づき・ふりかえりの時間の充実

エ　ボランティア体験の充実

(6)　保健・安全の充実，施設等の整備【安心・安全な施設の維持】

①　入所者の健康管理の徹底

ア　危機管理マニュアルに基づく安全対策の徹底

イ　入所時の健康確認　　ウ　活動前後の健康観察の徹底

エ　病院・保健所等との連携　　オ　応急手当法の習熟

カ　医務室の整備　　キ　疾病内容の確実な記録

②　安全・衛生管理の徹底

ア　計画的な安全点検と確実な対応　　イ　安全・衛生指導の徹底

ウ　緊急連絡体制の確立　　エ　警察・消防・保健所との連携

オ　宿日直員及び食堂業者との連携強化　　カ　防災・救命訓練等の充実

キ　諸検査等の確実な実施（飲料水等）

③　施設の美化・緑化

ア　施設内環境の維持・向上　　イ　職員作業の計画的実施

4．事業の概要

(1) 平成24年度　主催事業計画

【研修会等】

事業名	開催期日	募集人員	対象者
集団宿泊学習担当者研修会（前期）	4月11日（水）	24年度前期利用申込団体	教員
集団宿泊学習担当者研修会（後期）	7月24日（火）	24年度後期利用申込団体	教員
寺山親子どろんこ農園開園式	4月15日（日）	50家族	どろんこ農園新規利用者
寺山学習農園利用団体説明会	4月20日（金）		24年度利用団体
活動補助員等研修会	6月24日（日）		キャンプカウンセラー等

【親子ふれあいシリーズ】

事業名	開催期日	募集人員	対象者
夏も近づく親子で茶摘み	4月29日（日）	各30家族程度	幼・小・中学生を含む家族
めざせアウトドア達人！ファミリーキャンプ	7月7日（土）～8日（日）　1泊2日		
夏休み親子クラフト教室	8月5日（日）		
ファミリーキャンプで夏の思い出づくり	8月25日（土）～26日（日）	20家族限定	
アウトドアクッキングに挑戦しようⅠ	9月16日（日）	30家族程度	
どんぐりで遊ぼう（出前バージョン）	10月14日（日）	200人	
クリスマスグッズを作ろう	12月2日（日）	各30家族程度	
ミニ門松を作ろう	12月23日（日）		
グニャグニャ凧を作って揚げよう	1月27日（日）		
アウトドアクッキングに挑戦しようⅡ	2月3日（日）		

※『ポイントカード会員野菜収穫体験』の実施（随時）

【わんぱくシリーズ】

事業名	開催期日	募集人員	対象者
ワイルドキッズⅠ（低学年）	10月6日（土）～7日（日）　1泊2日	100人	小1・2年生
ワイルドキッズⅡ（中学年）	10月20日（土）～21日（日）　1泊2日	100人	小3・4年生
ワイルドキッズⅢ（高学年）真冬の自立キャンプ	1月19日（土）～20日（日）　1泊2日	20人	小5・6年生
ハートフルデー（不登校対策事業）	11月21日（水）～22日（木）　1泊2日		小・中学生
わくわくアドベンチャー事業（硫黄島）	事前調査　4/24（火）～27（金）		
	公開抽選　6月30日（土）		見学希望者
	事前研修会　7月29日（日）		
	本番　8月7日（火）～10日（金）3泊4日	100人	小4～高校生
	予備　8月23日（木）～26日（日）3泊4日		
ボランティア活動キャンプ	12月15日（土）～16日（日）　1泊2日	100人	小4～高校生

【天体シリーズ】

事業名	開催期日	募集人員	対象者
春の天体観望会	4月28日（土）	100人	幼・小・中学生を含む家族
日食観測めがねを作ろう	5月13日（日）	100人	
金環日食をみよう	5月21日（月）	100人	
金星の太陽面通過をみよう	6月6日（水）	100人	
ペルセウス座流星群をみよう	8月12日（日）	100人	
秋の天体観望会	11月17日（土）	100人	
ふたご座流星群をみよう	12月13日（木）	50人	
冬の天体観望会	2月16日（土）	50人	
出張観望会　Ⅰ	8月1日（水）	各150人	
出張観望会　Ⅱ	2月8日（金）		

【施設開放シリーズ】

事業名	開催期日	募集人員	対象者
キッズカーニバル	4月22日（日）	1000人	家族・一般
オータムフェスタ	11月11日（日）	700人	
ホカホカ焼き芋を作ろうⅠ	12月16日（日）	200人	
ホカホカ焼き芋を作ろうⅡ	1月13日（日）	200人	
スプリングフェスタ	3月3日（日）	700人	

【農業・収穫体験シリーズ】

事業名	開催期日	募集人員	対象者
ピーナッツ狩りを楽しもう（種まき）	4月8日（日）	各30家族	幼・小・中学生を含む家族
〃（除草他）	グリーンｄａｙ		
〃（収穫）	9月9日（日）		
親子で育てようサツマイモⅠ（植付）	5月12日（土）		
〃（除草他）	グリーンｄａｙ		
〃（収穫）	10月27日（土）・28日（日）		
親子で育てようサツマイモⅡ（植付）	5月27日（日）		
〃（除草他）	グリーンｄａｙ		
〃（収穫）	10月27日（土）・28日（日）		
冬野菜を育てよう（種まき）	9月15日（土）		
〃（除草他）	グリーンｄａｙ		
〃（収穫）	12月1日（土）		
年越しそばを作ろう（種まき）	9月2日（日）		
〃（刈り取り）	11月4日（日）		
〃（実落し）	11月18日（日）		
〃（そば打ち）	12月9日（日）		

【グリーンｄａｙ】

事業名	開催期日	対象者
第1回　グリーンｄａｙ	5月6日（日）	農園利用者（どろんこ農園・団体・主催事業関係）
第2回　グリーンｄａｙ	6月17日（日）	
第3回　グリーンｄａｙ	7月15日（日）	
第4回　グリーンｄａｙ	8月19日（日）	
第5回　グリーンｄａｙ	9月23日（日）	
第6回　グリーンｄａｙ	10月21日（日）	

(2) 受入指導事業

利用しようとする団体と少年自然の家があらかじめ十分な打合せをして定めた計画に基づいて実施する事業である。

① 利用できる人

ア．幼稚園・小学校・中学校・高等学校の幼児・児童・生徒及び指導者

イ．子ども会等の少年団体及び指導者

ウ．その他教育委員会が適当と認める者

② 計画できる活動

野外活動（アスレチック，オリエンテーリング，ウォークラリー，グループチャレンジゲーム，ハイキング，マウンテンバイクなど），キャンプ活動，勤労生産活動，自然観察（天体観望，植物観察など），創作活動（竹工作，紙工作，てん刻，勾玉など），交歓活動（キャンプファイヤーなど），郷土学習，レクリエーション活動，その他

5．利用状況

(1) 平成23年度の利用状況

ア 団体別利用状況

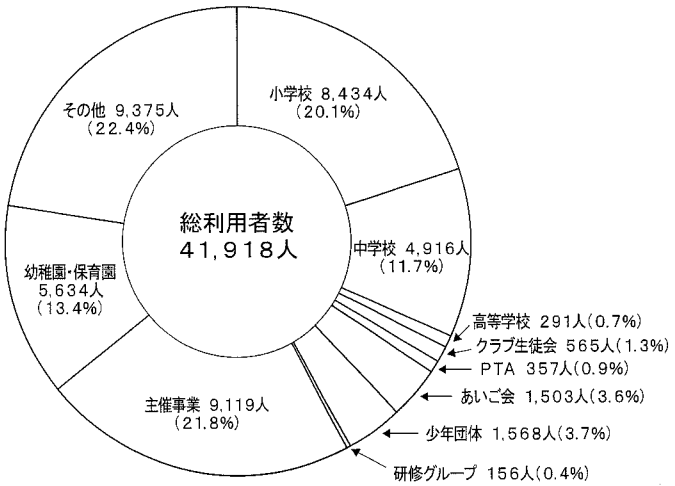

イ 日数別利用状況

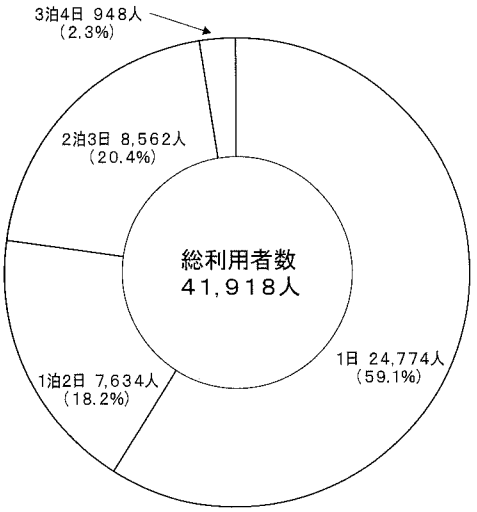

ウ 宿舎別利用状況

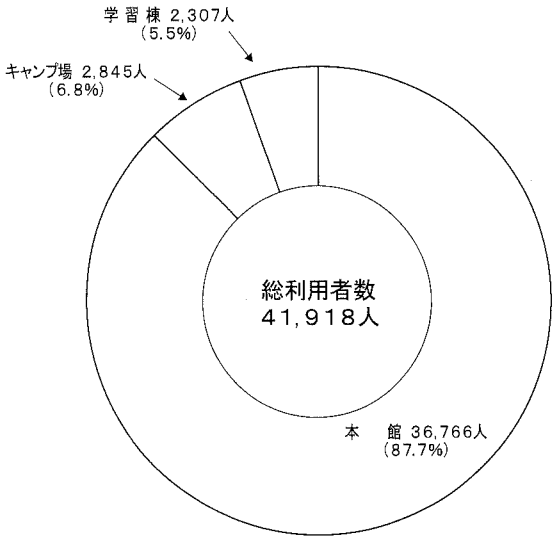

エ 対象別利用状況

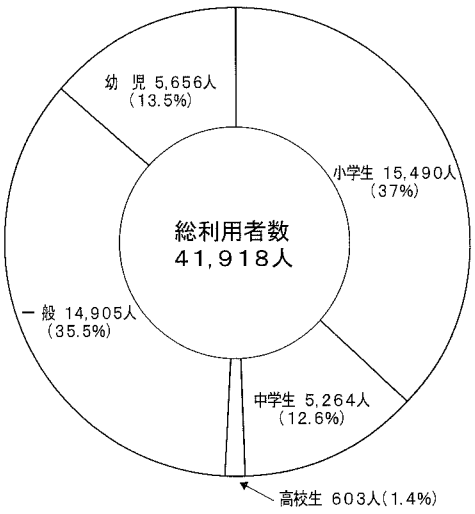

(2) 年度別利用状況

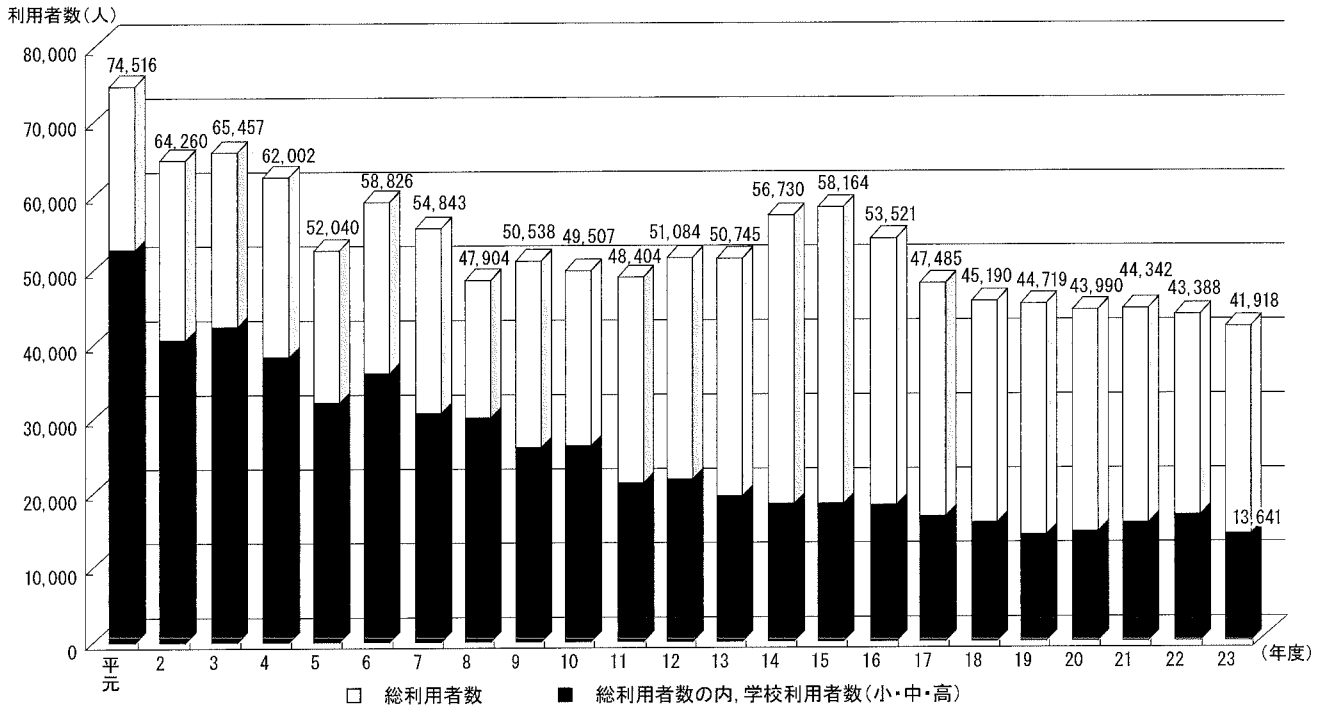
利用者数(人)
80,000
70,000
60,000
50,000
40,000
30,000
20,000
10,000
0
74,516
64,260
65,457
62,002
52,040
58,826
54,843
47,904
50,538
49,507
48,404
51,084
50,745
56,730
58,164
53,521
47,485
45,190
44,719
43,990
44,342
43,388
41,918
13,641
平元
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
(年度)
□ 総利用者数
■ 総利用者数の内,学校利用者数(小・中・高)

宮川野外活動センター

1．設置の目的

子どもたちが豊かな自然環境の中で，宿泊学習や野外活動などの体験活動を通して，自然や仲間とのふれあいを深め，心身ともに健やかに育つことを目指した青少年教育施設である。

2．施設の概要

(1) 開所　昭和62年４月１日

(2) 所在地　五ケ別府町159番地（☎・FAX　265-5094）

(3) 規模

① 敷地面積　　9,081㎡

② 建物延床面積　1,044㎡

③ 利用できる主な施設

宿泊学習室（和室５室，108人収容），ログハウス（55㎡，25人収容），プレイルーム（450㎡，バレーボール他），プール（25m，４コース），キャンプ場（テントサイト），炊事場（かまど16，調理場完備），シャワー室，身障者用トイレ，陶芸窯室

④ 利用できる主な備品用具

ア　キャンプ用具　テント，毛布（150人分），飯ごう・なべ・食器類（150人分）

イ　創作活動用具　竹細工・木細工・陶芸・わら細工用

ウ　運動用具　バレーボール，バドミントン，グラウンドゴルフ

3．活動事例

(1) 野外活動　キャンプ，史跡巡りなど

(2) 自然観察　植物の観察，昆虫の観察，天体観測など

(3) 体力つくり　水泳・軽スポーツ，レクリエーション

(4) 創作活動　竹細工・木細工・わら細工・陶芸など

(5) 勤労体験　ボランティア活動，生産活動など

4．利用の案内

(1) 利用できる時間

① 日帰りの場合　午前９時から午後４時まで

② 宿泊する場合

ア　宿泊棟に宿泊する場合　午前９時から使用終了日の午後４時まで

イ　キャンプ場に宿泊する場合　午後１時30分から使用終了日の午後４時まで

(2) 利用できない日　月曜日，祝日，12月28日から翌年１月４日

(3) 利用できる人

① 小・中学生及び高校生並びにその指導者

② 子ども会等の少年団体及びその指導者

③ その他，教育委員会が適当であると認めるもの（家族も利用できる。）

(4) 利用までの手順

① 電話または来所して，使用日時や宿泊等について予約する。

② 10日前までに直接来所して，使用方法や活動内容について事前打ち合わせをし，所定の使用許可申請書と計画書を提出する。

③ 入所時に，交付された使用許可書を持参する。

④ 使用中止，または人員や日程，活動内容等に変更が生じた場合は，ただちに連絡する。

（問い合わせ先：宮川野外活動センター　☎・FAX　265-5094，青少年課　☎227-1971）

(5) 使用料　宿泊，施設，備品等の使用料は無料

5．利用者実績

（単位：人）

年度	H19	H20	H21	H22	H23
幼児	5,120	6,135	6,050	6,964	6,671
小学生	4,251	4,438	4,505	4,024	2,686
中学生	1,002	608	617	633	395
高校生	318	263	427	441	187
一般	11,627	12,277	11,681	11,036	10,858
合計	22,318	23,721	23,280	23,098	20,797

冒険ランドいおうじま

1．設置の目的

南の島における実体験を通じて，豊かな心とたくましさを養うことにより，青少年の健やかな育成を図るため，三島村硫黄島に鹿児島市が設置した。

2．施設の概要

(1) 開所　平成16年７月27日

(2) 所在地　鹿児島郡三島村大字硫黄島字徳躰之下202番地９

(3) 規模

① 敷地面積　21,000㎡

② 延床面積　727㎡

③ 利用できる主な施設

・宿泊施設（定員150人）

宿泊施設名	数　量	宿泊定員	単　位	使用料
ツリーハウス	4　棟	８人／棟	１棟１泊	８００円
組立ハウス	4　棟	５人／棟	１棟１泊	２５０円
デッキ付テント	8　張	10人／張	１張１泊	５００円
貸出テント	15　張	５人／張	１張１泊	２５０円
持込テントサイト	５区画	－	１区画１泊	１００円

・共用施設

管理棟，ふれあい交流棟，炊事棟，シャワー棟，トイレ棟

④ 利用できる主な備品用具

キャンプ用具（テント，毛布，飯ごう・なべ・食器類等）

3．利用の案内

(1) 開所期間　３月20日から11月30日（開所期間中は休みはなし）

(2) 利用できる者

① 小・中学校及び高等学校の児童・生徒並びにその指導者

② 子ども会等の青少年団体及びその指導者

③ その他，教育委員会が適当であると認めるもの

(3) 利用までの手順

使用許可申請書を使用しようとする日の15日前までに教育委員会に提出する。

（問い合わせ先：鹿児島市教育委員会青少年課　TEL　227-1971　FAX　227-1923

：冒険ランドいおうじま　　TEL・FAX　09913-2-2215）

4．利用者実績

（単位：人）

年　度	H19	H20	H21	H22	H23
小　学　生	2,874	2,620	1,953	2,151	1,467
中　学　生	448	345	428	510	590
高　校　生	13	34	17	23	80
一　　般	666	680	537	853	1,137
合　　計	4,001	3,679	2,935	3,537	3,274